

平成28年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成28年9月9日（金）

- 議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより9月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。10番 伊藤敦朗君、11番 近藤美喜雄を指名いたします。
次に日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。
1番 村井剛君
- 議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から9月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告を申し上げます。
去る、9月2日午前10時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、専決承認議案が2件、条例改正議案が3件、平成28年度補正予算議案が4件、上水道特別会計未処分利益剰余金の処分議案が1件、決算認定が6件、報告が1件であります。また、一般質問者は6名となっております。
本定例会の日程は皆さんに配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、質疑についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたしております。
土曜・日曜を挟んで4日目は、一般質問をおこない、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
本定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月21日までの13日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から21日までの13日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成28年6月定例会最終日より本定例会までの報告等について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取りはからってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。
日程第4、これより所信表明を含めまして、町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質疑を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに12日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手願います。
はい、6番 柳田君
- 6番 柳田裕平 行政報告3ページの下の方なんです。期日前投票についてお話しいたしますが、私も2回、参議院と町長選挙、期日前投票いたしました。第一印象が、出会いのホールで

すか、私から見れば廊下のような出会いのホールですが、狭く感じました。

職員、立会人等、3、4人くらいおりましたが、記入する場所も隣の人の目が気になるように狭かったので、もう少し広い場所で、人の目の気にならないような投票所を考えていただきたい。

例えば交流ホール、投票日にはそこを使っているようでございますが、投票日だけでなく期日前投票から使用するとか、そういう風な具体的な対策を考えた方が良いのではと考えました。町議選とか町長選は5日間、期日前投票は4日間と短い期間ですので、他の申込とかをお断りして選挙優先にするとか、そういう考え方もあるかと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

総務課長 小野良幸 只今の期日前投票の質問でございますが、選挙管理委員会の中でも話をしております。参議院選挙の場合には、投票箱2つございまして特に狭く感じて、プライバシーが守られていないのではないかとといったご指摘もございました。町長選挙におきましては、投票箱1つでしたので参議院に比べれば良かったのかなとは思っております。今後そういった点も含めまして、選挙管理委員会で充分議論をして、広い所ではと思います。

ただ意見の中には、はちパルの交流ゾーンは町民の皆さまが集う場所でありまして、町議選で4日間の期日前の期間ですけれども、4日間も占拠できるかといった意見もございまして、今後充分話を煮詰めて参ります。よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉 他にございませぬか。はい、7番 伊藤秋雄君

7番 伊藤秋雄 委員会が違いますので説明をお願いします。

福祉課関係で6ページにあります。年金生活者等支援臨時福祉給付金、これ7月1日で終了して対象者が922人のうち、支給決定者が873人、約49人の方が申請に来てないようですが、そこ辺りは再度また申請するようなことをやっておるのか、それともその当時、当日に来なければ申込はないとみなして、総額で2,619万円を支給したのか、その辺り1点と、それから同じく年金生活者等支援臨時福祉給付金、これも1人当たり3万円ということで、対象者が何名おるのか、そこ辺りの通知の仕方について、説明をお願いします。

福祉課長 齊藤嘉生 只今のご質問にお答えいたします。4月1日からの年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、6月6日時点でまだ来てない対象者につきましては、お知らせをしております。それでもどうしても来ない方が、このくらいいるということでございます。この後の臨時福祉給付金の対象者人数ですが、約1,500人の方を予定しております。通知は来週9月16日付けで発送いたします。以上です。

7番 伊藤秋雄 この臨時福祉給付金も1,500人ということですが、来なければ再度通知するというので、いいですか。

福祉課長 齊藤嘉生 はい。

7番 伊藤秋雄 それで来なければ、そこで打ち切りということですね。

福祉課長 齊藤嘉生 はい。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。

議長 三戸留吉 はい、他にございませぬか。

なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。

次に、日程第5、承認第3号から日程第14、議案第41号までの承認2件、議案8件を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、このように決定いたしました。議事日程については、配付している日程表のとおりでございます。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

承認第3号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

この度の補正予算（第3号）の専決処分は、8月5日から仙台市民球場を主会場に開催された、第45回東北中学校野球大会に秋田県第1代表として八郎潟中学校が出場したことに伴い専決処分したものであります。

専決の補正予算書をご覧ください。1ページ、歳入歳出に、それぞれ129万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,816万6千円としております。

6・7ページ、歳出の内容は、教育費、中学校費、学校管理費、使用料及び賃借料の車借上料に21万8千円、負担金補助及び交付金の生徒派遣費補助金に108万円をそれぞれ追加しております。なお、財源につきましては、全額を前年度繰越金としております。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が、一般会計補正予算（第3号）専決処分の概要であります。

承認第4号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

この度の補正予算（第4号）の専決処分は、8月22日から石川県立能都健民テニスコートで開催された第47回全国中学校ソフトテニス大会個人戦に、東北ブロック代表として八郎潟中学校の高橋夏香・菊地澄佳組が出場したことに伴う補正予算の専決処分であります。

専決②の補正予算書をご覧ください。1ページ、歳入歳出に、それぞれ19万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,835万8千円としております。

6・7ページ、歳出の内容は、教育費、中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金の生徒派遣費補助金に19万2千円を追加しております。なお、財源につきましては、全額を前年度繰越金としております。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が、一般会計補正予算（第4号）専決処分の概要であります。

資料9ページ

議案第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める、独自利用が可能な事務が拡大され、保育所保育料の減免・免除に関する事務が追加されたことから、本条例を改正し、独自利用できる事務を定めるためであります。

資料14ページ

議案第35号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）」が平成28年2月5日に公布され、地域密着型通所介護が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、利用定員が18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに位置付けられたことにより、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」の設置を義務付けるなどの新たな基準を踏まえ、条例の関係部分を改正するものであります。

資料78ページ

議案第36号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る省令（平成28年厚生労働省令第14号）」が平成28年2月5日に公布され、地域密着型通所介護が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、利用定員が18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに位置付けられたことにより、介護予防サービスにおいても同じ「通所介護」であるという観点から、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」の設置を義務付けるなどの新たな基準を踏まえ、条例の関係部分を改正するものであります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。
議案第37号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について

1ページ、歳入歳出から、それぞれ359万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,476万3千円としております。

8・9ページ、歳入の主なものは、国庫補助金、社会福祉費補助金の国民健康保険制度関係準備事業費補助金に64万2千円を追加しております。これは、国民健康保険制度のシステム改修に係る補助金であります。

児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金75万円の追加は、保育所の業務効率化を目的とした保育業務システムの導入に係る補助金であります。

また、子どものための教育・保育事業費補助金44万7千円の追加は、保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修に伴う補助金であります。

繰入金の介護保険特別会計繰入金44万4千7百円の追加は、平成27年度の同会計における実績に伴う精算分であります。

10・11ページ、町債の臨時財政対策債324万3千円の減額は、発行可能額の確定によるものであります。

なお、前年度繰越金は、財源調整のため663万8千円を減額しております。

次に12・13ページ、歳出の主なものは、総務費、庁舎管理費、役務費の通信運搬費に7万6千円、委託料の廃棄物処理委託料に52万2千円をそれぞれ追加しております。

これは、人の健康及び生活環境に被害を与える恐れがあるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の運搬及び処分委託に係るものであります。現在、庁舎1階に保管しているPCB廃棄物のコンデンサ1基を処分するもので、政府全額出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分を委託するものであります。

電子計算費、負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金153万9千円の追加は、歳入でもご説明いたしました国民健康保険制度関係業務準備事業に伴うシステム改修及び保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修を、秋田県町村電算システム共同事業組合が実施するための負担金であります。

14・15ページ、民生費、老人福祉費、繰出金の介護保険特別会計繰出金を325万7千円減額しております。これは、人事異動による人件費の減額に伴うものであります。

16・17ページ、交通安全対策費、需用費の消耗品に37万5千円、役務費の保険料に1万3千円をそれぞれ追加しております。これは、新規の交通指導隊員3名分の活動被服等の購入及び傷害保険の加入に係るものであります。

児童福祉費、児童措置費、負担金補助及び交付金の保育所等における業務効率化推進事業費補助金100万円の追加は、歳入でもご説明いたしました保育所の業務効率化を目的とした保育業務システムの導入に係るもので、八郎潟保育園に対し補助するものであります。補助率は県が4分の3、町が4分の1となっております。

20・21ページ、農林水産業費、農業振興費には、負担金補助及び交付金の県青果物価格安定基金協会負担金57万9千円を追加しております。これは、販売価格低迷時の生産者救済措置として実施している園芸作物価格補償事業において、対象作物である枝豆の作付面積及び生産量の増加によるもので、実施主体である公益社団法人秋田県青果物基金協会への負担金であります。

土木費、住宅管理費、需用費の修繕料に100万円を追加しております。これは、町営住宅の修繕料が高んでおり、予算不足が見込まれることから追加するものであります。

22・23ページ、消防費、災害対策費、備品購入費の機械器具費39万4千円の追加は、防災行政無線個別受信機7台分の購入費用であります。

教育費、小学校費、学校管理費、需用費の修繕料32万3千円、役務費の通信運搬費3万6千円の追加と、24・25ページ、中学校費、学校管理費、需用費の修繕料35万3千円、役務費の通信運搬費3万6千円の追加は、インターネット環境のセキュリティを強化するため、小・中学校独自でインターネット回線を接続するための修繕料及び通信運搬費であります。

また、負担金補助及び交付金の生徒派遣費補助金 88 万円の追加は、秋季大会の生徒派遣に係るものであります。

社会教育費、文化財保護費、委託料の小池板碑群保護施設等整備工事実施設計業務委託料に 199 万 8 千円を追加しております。これは、平成 26 年 11 月に町文化財審議委員会から答申のあった「小池板碑群の風化・き損防止の措置及び対策について」を受け、風化・き損防止対策を講ずるための整備工事実施設計委託料であります。

26・27 ページ、保健体育費、トレーニングセンター管理運営費、需用費の修繕料 39 万 5 千円の追加は、オリンピック記念会館女子トイレ及び正面玄関前の水飲み場の漏水に伴う修繕料であります。

なお、各項目に計上されている人件費については、職員の人事異動等に伴うものであり、28・29 ページの給与費明細書に記載しております。総額で特別職が 4 万円の増額、一般職は 1,122 万 6 千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第 5 号）の概要であります。

議案第 38 号 平成 28 年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

31 ページ、歳入歳出に、それぞれ 53 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 239 万 7 千円としております。

36・37 ページ、歳入には、前年度繰越金に 53 万 5 千円を追加しております。

38・39 ページ、歳出の内容は、後期高齢者支援金に 28 万 5 千円、前期高齢者納付金に 2 万 2 千円、介護納付金に 10 万 8 千円をそれぞれ追加しております。これは、社会保険診療報酬支払基金への納付金額の確定によるものであります。

保健事業費、保健衛生普及費では、人間ドックの申請者数が当初予定人数を上回る見込みであることから、委託料の人間ドック委託料に 6 万円、負担金補助及び交付金の総合健康診査奨励補助金に 6 万円をそれぞれ追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

議案第 39 号 平成 28 年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

41 ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ 1,161 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 2,008 万 4 千円としております。

44・45 ページ、歳入は、繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費一般会計繰入金を 325 万 7 千円減額し、前年度繰越金に 1,486 万 9 千円を追加しております。

46・47 ページ、歳出ですが、保険給付費、介護予防サービス等諸費、負担金補助及び交付金に介護予防住宅改修費 62 万円を追加しております。これは、介護予防住宅改修費が当初予定額を上回る見込みであるためであります。

諸支出金、償還金 980 万 2 千円の追加は、平成 27 年度分介護給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金であります。

一般会計繰入金 444 万 7 千円の追加につきましても、平成 27 年度分介護給付費の実績による精算分であります。

なお、人件費の内訳につきましては、50 ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の概要であります。

議案第 40 号 平成 28 年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第 2 号）について

51 ページ、収益的支出に、32 万 3 千円を追加し、総額を 1 億 4,804 万 3 千円としております。

54・55 ページ、収益的支出の総係費、備用品費 34 万 2 千円の追加は、業務パソコンが 12 月から秋田県町村電算システム共同事業組合の新システムに移行するため、対応する検針用ロール紙等を購入するためのものであります。

なお、人件費の内訳につきましては、56 ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第 2 号）の概要であります。

資料 87 ページ

議案第 41 号 平成 27 年度八郎潟町上水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

平成 27 年度八郎潟町上水道特別会計未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、未処分利益剰余金 1 億 1,509 万 9,271 円のうち 4,000 万円を建設改良積立金に積み立てるものです。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

- 議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、承認第3号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。承認第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、承認第4号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。承認第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第35号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第35号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第36号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第37号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 石井君
- 4番 石井清人 予算書の13ページですけれども、細かいことで申し訳ないんですけれども、地域公民館の予算を委託料から補助金に替えていますけれども、この組み替えの地域公民館はどこを指しているのか、教えてください。
- 総務課長 小野良幸 只今のご質問でございますが、大道公民館を指しております。大道公民館につきましては、これまで指定管理者により委託料としておりましたが、調べてみますと設置条例がありませんでしたので、指定管理者にすることができず、補助金に振り替えたものでございます。
- 4番 石井清人 それは前から分かってたんだけれども、実はあの建物は昔は共済組合の建物であったはずなんだけれども、それが町に譲渡されたはずだから、本来条例化しておかなければならないと私思ってたんだけれども、今の説明では条例化されていないから委託料から補助金にするというんだけれども、逆でないかな。
むしろ条例化して町のものに明記して委託料でやるというのが本来でないかと私は思うんだけれども、そう考えませんか。
- 総務課長 小野良幸 譲渡されたことについて、私、承知しておりませんでした。これからそのことについて、節の運用、それから今後の使い方について、充分協議をいたしまして検討したいと思います。
よろしく申し上げます。
- 議長 三戸留吉 他にございませんか。

はい、7番 伊藤秋雄君

7番 伊藤秋雄 これも委員会が違いますのでお聞きいたします。
25ページの、小池板碑群の施設等の整備工事実施設計委託料に1,998千円を計上しておりますが、これは南北朝時代の年号が入ったものや、中期のものが入ったものと考えておりますが、その死者の霊を供養するために建てられた板碑だと思っております。今現在何基あるのか、私も調べましたが、色々なところに52基ともありますが、また別のほうをみると80基あると書いてあります。そういうところ整備するとすれば、もう少し具体的に。業者委託になっておりますが当局の案もあると思っておりますが、そこ辺りを教えてもらいたいと思っております。

教育課長 村井健一 只今のご質問の件についてお答えします。現在、小池板碑群の個数については、調べてみないとはっきりした数はできませんけれども、いずれこの業務委託計上しておりますけれども、文化財審議委員会の方から答申を受けまして、現在の野ざらしの状態を回避するというので、上屋をかけたいということが基本的にあります。
具体的なやり方については、設計業務を発注してから具体的に詰めていくこととなりますけれども、今のところ町道小池線の拡幅工事もありますし、その機会に一体的な整備も含めまして、今回、測量業務、造成設計、一部地質の調査あります。それと建築設計、これらをこの業務委託の中で考えております。

7番 伊藤秋雄 一日市盆踊り調査報告書を見ると、現在80基あると書かれております。そういったものに上屋をかけてやれば、大変な面積になるのかなと感じております。
また町政要覧を見ると52基と書いてありますし、まちまちだなと感じておりますが、そこ辺りもしっかりしていかないとならないなと感じております。
それでいま小池の道路も拡幅するということですが、ここには年間何人くらい町外からきているものか、そこ辺り把握しているものですか。

教育課長 村井健一 板碑群に来ている数は、正直言います、あのおりな管理状態になってるものから、具体的に何人というのは把握してございません。ただやはり都度都度そういったことで秋田市から来たり、電話での問い合わせもたまにあるのが現状でございます。

7番 伊藤秋雄 それで、さっきも言いましたが、道路の拡幅される訳ですが、その周辺で空き地があります。6、7年前に移転した人がおります。そこを利用して駐車場を設けたらいいのでないかなと思っております。そこ辺りは考えておらないでしょうか。

教育課長 村井健一 只今の質問ですけども、いま議員がおっしゃる空き地というのは、恐らく今ゴミ箱とか置いてるところだと思いますが、その土地につきましては、当該用地と接続していないと把握しております。1軒作業小屋を挟んでの土地でないかと思っております。手前の方に農林省用地がありますので、そこは町道小池線、建設課の方と払い下げ申請の手続きを取っているところです。それで一体的な、駐車場も2、3台は停められるような形で整備していけたらと思っております。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第37号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第38号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第38号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第39号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第39号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第40号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第40号についての質疑を終わります。
次に、日程第14、議案第41号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計未処分利益
剰余金の処分について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。
只今から、各会計の決算認定の議案を上程しますので、渡邊代表監査委員からの出席
を求めます。暫時休憩いたします。
(休憩)
(渡邊代表監査委員入場)
(再開)

議長 三戸留吉 会議を再開いたします。只今から各会計の決算認定の議案を上程します。
日程第15、認定第1号から、日程第20、認定第6号までの6議案を各常任委員会
に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 各会計決算について、ご説明申し上げます。常任委員会で十分審議されると思われま
すので、ここでは主な項目についてご説明いたしますのでご了承願います。

認定第1号 平成27年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要を、ご説明申し上げます。

決算書158ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が33億3、
269万8,521円、歳出総額が30億6,767万7,243円、歳入歳出差引額は2
億6,502万1,278円であります。そのうち2,085万9,015円が翌年度への繰
越財源であり、実質収支額は2億4,416万2,263円となっております。

2・3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源である町税は、総額4億7,986
万875円で、前年度比3.5%、およそ1,728万円の減額となっております。調定
額に対する収納率については、92.5%と前年度比1.1%の増となっております。

主要財源の地方交付税は、16億6,623万7千円で、前年度比1.6%、およそ2、
583万円の増額となっております。

4・5ページ、国庫支出金は、2億9,315万1,065円で、前年度比32.9%、
およそ1億4,394万円の減額となっております。これは、平成26年度で事業が終
了した、えきまえ交流館建築工事に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金や、農
業基盤整備促進事業費補助金などの減額によるものであります。

県支出金では、同じく平成26年度で事業が終了した、えきまえ交流館建築工事に対
する木造公共施設等整備事業費補助金、地域の元気臨時交付金、あきた未来づくり交付
金などの減額により、2億627万35円となっており、前年度比73.2%、およそ
5億6,425万円の減額となっております。

町債は、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債が1億1,505万1千円で、
前年度比1.3%、およそ152万円の減額となっております。また、郷土芸能会館建
築事業、町道中央線道路舗装事業などに充当した過疎対策事業債7,180万円を発行
したことにより、町債総額は1億8,685万1千円となっており、対前年度比6.6%、
およそ1,158万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、決算参考資料に追加添付しております、「性質別歳出の状
況」をご覧ください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費は、総額で11億9,724万6千円とな
っており、前年度比0.7%、810万1千円の増額となっております。

投資的経費である普通建設事業費は、2億875万円となっており、えきまえ交流館
建築工事関連の事業終了により前年度比80.8%、8億7,581万8千円の減額とな
っております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他経費ではありますが、総額で
16億5,988万4千円となっており、前年度比4.3%、6,819万1千円の増額と
なっております。

次に、主な実施事業の内容及び各決算比率等を資料に基づかないで説明申し上げます。
産業関係では、山車や太鼓などの備品の格納、願人踊及び一日市盆踊などの練習場所を確保し、後継者育成を図ることを目的とした郷土芸能会館を一日市コミュニティ防災センター敷地内に建設しております。

福祉関係では、3歳以上の主食費を全額助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とした保育園給食費助成事業、町内外の小・中学校に在籍している町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的とした学校給食助成事業を継続実施しております。

商工関係では、商店街街路灯撤去改修補助事業として、町街路灯会が実施主体として行った一日市商店街の街路灯の撤去、LED化事業に対し補助しております。

土木関係では、社会資本整備総合交付金事業として、町道浦大町下町線道路改良事業、町道中央線道路舗装事業など社会資本整備に取り組んでおります。

これら決算数値による各項目の比率等では、経常収支比率が85.3%で前年度比0.2%の減、公債費比率が7.7%で前年度比0.9%の減となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値である実質公債費比率は9.4%で、前年度比0.7%の減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

192ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が9億5,385万5,038円、歳出総額が7億5,837万3,812円、実質収支額が1億9,548万1,226円となっております。

歳入の概要ですが、160・161ページ、国民健康保険税収入額が1億3,573万670円で、調定額に対する収納率は、前年度を0.2%上回る80.4%であります。

また、国庫支出金や医療費給付費等交付金につきましては、歳出に見合った額が収入されております。

一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、4,842万359円で、前年度比でおよそ1,029万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、164・165ページ、保険給付費では、療養諸費が4億261万1,258円で、前年度比でおよそ3,379万円下回り、保険給付費の総額でも前年度比8.4%、およそ4,160万円減額の4億5,135万4,032円となっております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

208ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が6,397万8,175円、歳出総額が6,353万8,625円、実質収支額が43万9,550円となっております。

歳入の概要ですが、194・195ページ、後期高齢者医療保険料が3,783万2,800円、一般会計繰入金は2,551万6,623円となっております。

次に、歳出の概要ですが、196・197ページ、後期高齢者医療広域連合納付金が6,097万8,223円、繰出金は57万6,152円となっております。

以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

222ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が2億9,832万5,548円、歳出総額が2億8,888万8,066円、歳入歳出差引額が943万7,482円であります。そのうち2万2千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は、941万5,482円となっております。

歳入の概要ですが、210・211ページ、使用料は7,765万6,960円で前年度比4.7%、およそ347万円の増額となっております。

また、調定額に対する収納率は、受益者負担金が前年度比11.5%増の29.1%、使用料が前年度比0.1%増の94.4%となっております。

一般会計からの繰入金は、1億3,691万1千円で、前年度をおよそ1,266万円下回っております。

216・217ページ、町債では、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額7,440万円を借り入れしております。

次に歳出の概要ですが、218・219ページ、公共下水道事業費の工事請負費では、公共下水道管渠築造工事として、未普及地域への管布設を行い、317万880円を支出しております。

県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金では461万4千円を、下水道維持管理費では、総額で4,621万6,604円を、220・221ページ、起債償還金である公債費では、総額で2億2,584万2,126円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定ですが、258ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8億7,049万9,229円、歳出総額が8億3,831万8,400円、実質収支額が3,218万829円となっております。

歳入の概要ですが、224・225ページ、保険料は、1億3,938万3,420円で、調定額に対する収納率は98.5%となっております。

次に歳出の概要ですが、226・227ページ、総務費は、認定審査会共同設置負担金など、総額で1,165万6,501円、保険給付費では、総額で7億8,505万2,604円となっております。

次に、介護サービス事業勘定ですが、268ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が420万8,820円、歳出総額が251万4千円、歳入歳出差引額が169万4,820円となっております。

歳入の主なものは、260・261ページ、介護予防給付費収入が399万3,160円であり、歳出は、繰出金251万4千円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

276ページ、損益計算書をご覧ください。平成27年度の当年度純利益は、前年度比およそ2,412万円増額の2,764万3,440円で、当年度未処分利益剰余金は、1億1,509万9,271円となっております。

283ページ、収益勘定の水道事業収益では、給水収益が1億4,378万1,030円と、前年度比およそ99万円の増額となっております。

284ページ、水道事業費用では、営業費用が1億1,027万3,105円と前年度比およそ2,235万円の減額となっております。

285ページ、営業外費用では企業債利息が987万5,178円と前年度比およそ93万円の減額となっており、水道事業費用総額では、1億2,030万9,699円となっております。

286ページ、資本的収入として、一般会計出資金267万6千円、国庫補助金356万8千円をそれぞれ収入しております。また、企業債では浄水場本館建屋耐震化事業及び電気設備更新事業分として8,610万円を借り入れしております。

資本的支出としては、収入でもご説明いたしました耐震化事業及び更新事業として実施した取水浄水施設整備費の工事請負費9,191万8,800円を、企業債償還金で4,016万6,291円を支出しており、総額で1億3,698万1,029円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、消費税及び地方消費税並びに損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道事業特別会計決算の概要であります。

平成27年度各会計決算の概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、認定いただきますよう、お願いいたします。

議長 三戸留吉 次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 渡邊優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 三戸留吉 それではここで昼食の為、午後1時半まで休憩いたします。

(午前11時55分)
(休憩)
(午後1時30分再開)

- 議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
これより議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第15、認定第1号 平成27年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定
について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 加藤君
- 5番 加藤千代美 決算参考資料1ページ、不納欠損額が400万あるわけなんですけど、前年度から比べると70万程減っています。今日の説明の中でもあったけれども、差し押さえと、その他説明があった訳なんですけれども、4,425,240円の不納欠損の中身について、差し押さえとか督促とか、そういうものをして、なおかつ納まらないという原因は何なのか、理由を教えてください。
- 税務課長 千田浩美 滞納者については、こちらで財産調査行っております。それについて預貯金・生命保険、各種調査を行っております。なおかつ財産の無い方もおります。そうすると差し押さえすることができない、そうすると色々な調査をしまして、その結果によりまして5年で時効がきたということでもあります。
- 5番 加藤千代美 財産の無い方が多いということなんですけど、財産の無い方というのは何名で、この不納欠損に該当する人数は何名で、調査した結果どうしても徴収できないという方は何名ですか。
- 税務課長 千田浩美 不納欠損の内訳でありますけれども、町民税については36名、96件であります。法人町民税が2件であります。それから固定資産税が63名213件となっております。続きまして軽自動車は16名の17件であります。
- 5番 加藤千代美 いま固定資産税が213件、財産があるということですよ。ということは差し押さえが可能だということですよ。
- 税務課長 千田浩美 はい、その通りであります。
- 議長 三戸留吉 はい、他にありませんか。
- 5番 加藤千代美 監査報告書については、まだですか。
- 議長 三戸留吉 一般会計についてはいいです。
- 5番 加藤千代美 奨学金は一般会計では。
- 議長 三戸留吉 次の議案に対する質疑で、今は認定のほうで。
他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。
次に、認定第16、認定第2号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。
次に、認定第17、認定第3号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。
次に、認定第18、認定第4号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。
次に、認定第19、認定第5号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。
次に、認定第20、認定第6号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで、渡邊代表監査委員に退席していただきます。ご苦勞様でした。
暫時休憩します。
(休憩)
(渡邊代表監査委員 退席)
(再開)

議長 三戸留吉 会議を再開します。
次に、日程第21、報告第3号 平成27年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成27年度八郎潟町水道事業会計経営審査について、上程します。
提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の95ページをご覧ください。
報告第3号 平成27年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成27年度八郎潟町水道事業会計経営審査について
財政健全化法第3条第1項・第2条第1項の規定により別添の「平成27年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告します。

議長 三戸留吉 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。
先程、加藤議員から質問あったことについて、お願いします。

5番 加藤千代美 この監査委員の意見書の中の、償還金年度歳入歳出決算書の中に、歳入に利息が出ている。貸してあるのに利息が入っていないというのは、利息は取らなくていいのか、ということが第1点。
貸してある人数は27年度実績で22名おることになっているので、その利息がどうなっているか聞きたい。
その奨学金を融資する際に、高校生が何名か、大学生が何名か、そのこともお知らせ願いたい。
それから所得階層、どの所得階層が1番借りているのかについて、お知らせください。

教育課長 村井健一 只今のご質問の件についてでございますけれども、まず始めに資料にあります決算表の利息をみますと、歳入のところで、56年9,328円、59年19,646円となっております。これは奨学基金の運用資金に対します利息でございます。
ただこの基金で運用資金に対して入った利息ですので、これは基金に積み立てるべきでないということで、平成21年にマイナス28,974円一般会計へ戻しております。これが利息のところになっておりますが、個人の利息に関わるものではございません。
貸付状況につきましては、平成27年度で11名の方に貸付しております。決算書の歳出のところに、滞納者11名となっておりますけれども、11名の奨学生に貸付してございます。内訳につきましては、ほとんどが大学生あるいは短大生になっております。
所得階層については、所得階層での貸付基準がございませんので、把握しておりません。

5番 加藤千代美 最終貸付件数は22名ですか。実績。あなたが言ったのは11名といたけれども、どこが違うのですか。

教育課長 村井健一 今のお話しですけれども、私の言いました11名というのは新規の貸し付け者が11名27年度です。

加藤議員おっしゃったのは貸付総数で22名、これは在校生が+11名いて、新規とあわせて22名への貸付を行っているということです。

5番 加藤千代美 この利息のことについてなんですが、利息は基金に繰り入れなければならないということ、この利息については徴収しているの？徴収しているとすれば、それは歳入の中でどこに入っているか。

教育課長 村井健一 貸し付けしている方々からの利息はいただいておりません。元金のみいただいております。

5番 加藤千代美 その根拠法令は。

教育課長 村井健一 そこまでちょっと把握してございません。

5番 加藤千代美 今この法律を見ると利息を取らないということは、自治法に定めてないんです。従来であれば多様化してやるということは、利息を取ることなんですが、最近に至っては奨学金の利息を取らないということが話題になってますが、まだ決まってませんので、だからその辺の根拠をはっきりしてください。

教育課長 村井健一 只今の件につきましては、このあと充分調査した上で検討したいと思います。

議長 三戸留吉 提出した議案等について、皆さまに配付しました議案等付託表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより常任委員会を開いていただきます。12日、月曜日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(午後1時52分)

平成28年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第4日目 平成28年9月12日(月)

議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。最初に3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 おはようございます。この度の町長選挙において3選を果たし、おめでとうございました。今後4年間またご指導お願いいたします。
そうすれば通告に従って質問させていただきます。
最初に、一つ目として、本町の住宅耐震化に関する現状と対策はどのようになっているか、ということで質問させていただきます。
今から120年前の明治29年8月31日午後5時過ぎ、本県内陸部をマグニチュード7.2の直下型地震陸羽地震で家屋の倒壊4700棟とあり、また昭和58年5月26日正午に、能代市西方80km地点でM7.7の日本海中部地震が発生しており、この時も甚大な被害が発生しております。この時私もちょうど釣りをしていて、津波の恐ろしさを体験してきました。
更には、近年立て続けに大きな地震が発生しており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、最近では今年4月14日起きた熊本地震がまだ記憶に新しく、どちらの地震でも住宅の倒壊が多く発生し、多くの人命を危機にさらし大きな被害をもたらしました。
木造住宅が地震対策上、大きな問題とされるようになったのは、一般的には平成7年1月17日発生した阪神淡路大震災において、住宅、建物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったからであります。その構造上の耐震問題は、福井地震、昭和23年、M7.1などで顕在化し今日に至っております。
特に被害状況においては、昭和56年以前の建物の被害が多かったことから、新耐震基準に改められました。それを踏まえて現行の耐震基準は、昭和56年に改正され導入されたものであります。
新耐震基準の考え方は、中規模の地震、震度5強程度に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模地震、震度6から7程度に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊の被害を生じないことを目標としております。木造住宅の耐震化を考える場合、現在及び将来において、どの位の数量の木造住宅が存在するか、木造住宅の老朽化や構造面での耐震化に係る問題等が考えられます。
本町でも、平成27年6月震災対策編、修正案を編集しておりますが、以上の結果を踏まえ、本町での木造住宅耐震化率の調査の結果がありましたらお知らせください。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。
平成7年の阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、住宅・建築物の被害状況において、特に昭和56年建築基準法改正における新耐震設計基準以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が同年に制定されました。
平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況をうけ、建築物の耐震改修は全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、耐震改修促進法が一部改正されました。この改正により、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標が定められたほか、都道府県による耐震改修計画の策定について規定されました。
秋田県においても平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化促進に向けて、公共建築物の耐震診断、耐震改修の実施、木造住宅耐震化促進事業として、フリーダイヤル相談窓口の開設等、木造住宅耐震改修等事業として、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助を実施しております。

本町の住宅の耐震化状況は住宅総数、居住世帯約1,800戸のうち、昭和56年以降の住宅は約1,000戸で約55パーセントが耐震を有していると推計されます。本町でも地震による倒壊を防ぎ、人的被害及び物的被害の軽減を図ることから、耐震性を有する住宅を推進することが重要と考えております。

3番 金一義 いま町長の答弁の中にありましたけれども、本町の状態をご説明いただきました。国の方の目標は30年までに90%の耐震化率ということでやっておりますけれども、そうすれば秋田県の現在の耐震の目標はどの位かご存じでしょうか。27年度で実績出ております。

町長 畠山菊夫 町としては、その辺は把握しておりません。

3番 金一義 27年度で80%の目標値で、実績耐震化率70.8%と発表されております。次に、県の方では第2期計画で、さっきもちょっと話をしていますけれども、大規模な地震の発生に備え建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、平成28年度以降の5カ年を計画期間とする、第2期計画、秋田県耐震改修促進計画を示しております。目標値を平成32年度末85%と定め、住宅の促進化に努めるとあります。それに対する本町の耐震性の診断、補強方法等の指導方法、実績を教えてくださいたいと思います。

町長 畠山菊夫 いま金さんが言われました、県の方の耐震の計画に対しては、平成19年3月以降のものより把握しておりません。先程も言いましたけれども、1800戸のうち800戸が56年以前の建物ですので、その把握もこれから危険箇所、空き家も含めまして調査しておりますけれども、全体的な調査というのはこれからでございます。

3番 金一義 秋田県で発表された秋田県耐震改修促進計画は、平成28年3月です。ここに色んなこと書かれておりますけれども、それに基づいて私、この町の取り組みはどうなのか聞いておるところでございます。指導実績はこれからということですので、そこら辺、忘れた頃に大きな地震が来るといふことありますので、町の問題でもあります。更に県では木造住宅の耐震及び耐震改修に対する、先程町長お話ししておいた窓口のことなんですけれども、県の方では窓口を設けるように各市町村に指導しているということなんですが、本町では先程の答弁では窓口がないようなお話しでしたが、そこら辺の考え方はどうですか。

建設課長 吉田久壽 只今の質問についてお答えします。窓口は設けているんですけども、そこまであまり啓蒙していない状態です。

3番 金一義 そうすると、啓蒙していないということは、それほど動いていないということでしょう。まず窓口がどこにあるのか、一般町民の方々が、毎月広報がでています。窓口が設けているのであれば、広報に毎月でなくても半年に1回、年に1回でもいいので、どこそこが窓口だよということを載せておくことが、そういうサービスやってないということ、そこら辺。

建設課長 吉田久壽 県の方からは、窓口を設けなさいという通知はきております。しかし、建築に関する専門技術者がいないので、窓口を開いていないような状態です。

3番 金一義 そうすると要するに、町長がいつも話してる住民の安心・安全、選挙でも公約の中に入っておったんですけども、そういうのがちょっと、県の通達を受けててしていないということになるとどうかなと。別にチラシ入れるわけじゃなくて、毎月広報が発行されてますので、本町でも地震のマップで言うんですか、800戸が耐震のない住宅ということですので、そこら辺を、やはり、何回もしゃべってるんですけども、受付だけでもいいから1階に置いて、受付されたものを担当課に回すとか、色んな方法があると思うんです。県の方で指導されているものを、今質問しなければ誰もわからなかったと思うので、そこら辺はきちんと、初歩の初歩だと思うので、そこら辺の改善というのはどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 私自身、勉強不足で、その問題につきまして課内と色々相談するべきだったんですけど

ども、そこまで私自身把握出来なくて、本当に申し訳ございません。今後は、こういう窓口があること、町民の皆さんに啓蒙活動しながら、そしてまた色んな対応あると思いますけども、町民の皆さんからどんな要件なのかそれを聞きながら、県と相談しながら対応していきたいと思います。

3番 金一義 対応するという事なので、対応された姿を注意深く、広報等で拝見したいと思いません。
防災マップの作成はされておりましたよね。

町長 畠山菊夫 はい、作成いたしました。

3番 金一義 やはり、刻々と変わっていくものがあると思うんですよ。県の方みましても、指定箇所が増えていたり、本町も土砂崩れの場所が増えておったりして、当初の指定と違うような、勿論これからどこもあるようですけども、そういうことでまず機会がありましたら、変わった時期で新しいマップの制作を考えてもらえるのかどうか、そこあたり。

町民課長 一ノ関一人 只今のご質問ですけれども、ハザードマップの件でございますけれども、今現在、土砂災害に伴う危険区域等について県の方で取りまとめましたので、それに基づいてハザードマップの新たな図面を作成して全戸配付いたしますので、よろしく願いいたします。

3番 金一義 そういう細かいところまでなかなか、職員の方も忙しいでしょうけれども、県の方では細かいところまで試算して作ってあるわけですよ。だから我々覗いてみれば、結局そういうこと、わが町でやってないことたくさんあるような感じがして、これを取り上げたわけなんですけども。

次に、住宅耐震化の補助事業についてご質問しますけれども、地域全体の安全性の向上を目的として、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対し、町村と連携して県の方では助成を行うというような趣旨のことを書いてあります。

それとまた、国土交通省の方でも補助対象のことが大きく新聞に取り上げられておりました。そこら辺で本町ではどういった取り組みが考えられるのかということですけども。

建設課長 吉田久壽 住宅リフォーム推進事業は、県の方でやってます。その中でリフォーム事業として、外壁・屋根等、耐震化を対象事業にということになってます。特に耐震化に特化した訳ではないですけども、50万円以上の工事で補助額上限を15万円にしております。町としては、県の補助を利用させていただきたいということです。

3番 金一義 新聞の記事読みますけれども、住宅耐震化の補助増額ということでありまして、国交省は熊本地震の被害を受けまして増額したと、その中には一般的な耐震の住宅の改修費は、約100万から150万ほどかかる。新たな耐震策では増額の分30万円上乘せして、現行だと23万円の補助だそうです。100万円かかる場合です。このような補助額を想定してるそうです。23%の補助です。

だから県の方ではそれと別に補助があると書いてありましたけども、そこら辺違うのですか。その下の方に先程話したリフォーム云々というのがあって、この補助とは違うよということの意味で私受け止めましたけども、そこら辺どうでしょう。

建設課長 吉田久壽 国交省については、資料がないわけですけども、県に問い合わせたところでは、50万円以上で15万円を上限にして、リフォーム推進事業の中で耐震工事もできますよということです。

3番 金一義 50万というのは県の資料に載ってました。国交省の考え方はこの新聞のとおりということで、要するに耐震の事業をする場合には、こういう補助があるんだよということで、併せてさっきの800戸の方々にお知らせ、まあ改修するしないは別にしても、やはりそこら辺はサービスの1つだと思うんで、県の方とよくご相談していただいて、補助があるんだということをしてもらえるのかそこら辺、本町として使えるのか。各市町村で上乘せして出しているということもあるんです。そこら辺の考え方ちょっと教えてください。

町長 畠山菊夫 ちょっと私も勉強不足で申し訳ございません。色々お聞きしたいことがあると思いますが、県の方の事業を精査しながら、上限とか対象なるもの色々調べまして啓蒙活動していきたいと思っております。

3番 金一義 そこら辺よろしくお願いいたします。だんだん高齢化していくものですから、所有者の方にいい方法なるように町の方でやってもらえれば、町長さんおっしゃる安心・安全な町づくりにつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に入ります。わが町の地域政策として人口減前提とした地域づくりの考え方は、ということ。

少子化進行や若者の流出等から、地方では人口減少と高齢化の流れが止まらず、多くの地域で地場経済の停滞に加え、コミュニティ機能の低下や財政の硬直化といった問題が深刻化しつつあります。2014年に政府が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、20年までに東京と地方の転出入を均衡させるという目標を掲げました。東京に向けた人口移動は、18～30歳までの若い世代に集中しているそうです。

こうした東京を始めとする大都市に向けた若い世代の移動は、大都市には若者にとって魅力的な仕事や住環境が用意されているからであり、その結果、東京が大量の若者を地方から吸い上げ、その現象として特に秋田県では、人口減少のスピードが速く、25市町村のうち20市町村が、過疎地域の指定を受け、本町もこの中に入りますが、過疎化進行を巡る深刻度合いもひとときわ高い状況にあります。

八郎潟町人口ビジョンにも示してありますように、長期的にみると本町の総人口は約3,000人程度で推移するとあります。事実、人口と高齢化が重なり合いながら進む本町でも、近年地域活力の低下やコミュニティの縮小が心配されております。

人口減少が進む地域で、各種政策を講じ移住を受け入れることにより人口維持を図ろうとすることには、全面的に否定することはできないが、日本全体で同様の施策を取り入れております。人口が減少する状態では、よほどの覚悟が必要と考えられますが、そこら辺。

町長 畠山菊夫 その前提となす政策ということでお話ししたいと思いますけれども、平成27年度から5年間の町総合戦略に基づき進めて参りますが、一朝一夕に克服できるものではなく、必要に応じて施策の見直しを行って参ります。

総合戦略の内容ですが、地場産業の強化・育成と雇用創出、空き家等を活用した起業・創業支援や活性化への利活用、ふるさと回帰支援、結婚・出産・子育ての希望をかなえる各種取り組みなど、国・県・企業・NPO等の多様な主体と連携しながら進めて参ります。

3番 金一義 ここでも県の資料で、ふるさと秋田元気創造プランの第2期計画、26年から29年を策定しています。この中で本町ではどのような形で県との連携を視野に入れているのか。特に県の方私見ておりますけれども、さっきおっしゃった町長の答弁の中にあるのがそうなのかわかりませんが、そこら辺もう一度。

町長 畠山菊夫 県との協議はこれからになります。町で何をやるか、県で何を支援できるか、これからの話し合いになります。

3番 金一義 これは全国的にそうで、秋田県、わが町だけの問題ではないわけですが、特にいつも町長さんの挨拶の中でもあります「小さい町」ですので、そこら辺が取り組みやすいひとつの要素もあると思います。「人口を増やす」と今回書いてあるんですけども、それはどこの町村も皆思っていると思います。そう簡単にはいかないのが現代の流れですので、そこら辺本町としても取り入れやすい部分は取り入れて、できるだけ衰退しない町を作っていただきたい。

また、先程と重複するんですけども、本町における地域づくりの一番縮小していく人口減っていくための課題は何が考えられますか。どういう課題が大きいのか。これから何をやっていこうとしているのか。考えございましたら。

町長 畠山菊夫 本町は非常に交通の便が良い所だと思っております。もちろん人口減少防ぐためには、雇用の創出、また人の流れを作るとか、総合戦略にもありますけれども、結婚・出産・子育ての希望を叶えていくとか、地域社会形成をしっかりと形成していくとか、そういうのがこれからの課題だと思っております。

3番 金一義 そこら辺しっかり取り組んで、何とか町民の期待に応えるようにやっていただきたい
と思います。
似たようなこととなりますが、町長の行政報告にありました「長年の懸案であった町
民と行政の協働による町づくり体制が実現できる」とありますが、そうすれば今まで何
が要因でできなかったのか、どういう意味でこういう文章が出てきたのか、そこら辺。

町長 畠山菊夫 町民との協働の町づくりを強く意識したのは、色々これから人口の減少が進んで参り
ます。1番の課題というのは、いわゆる生産年齢人口この部分が落ち込んでいくという
のが1番の課題でして、1番購買力があります。消費力があります。そしてまた、納税
力もあります。町税もこの1年で、町民税だけでも1千万ほど減額しております。そう
いうことを考えますと、少ない予算と人材でどれだけ成果を出せるかということになり
ますけれども、町も色々取り組んでおります。それも限界がくるのではないかと思っ
て、町民との協働の町づくりはこの先必要になると思って強調しております。

3番 金一義 今までも町民とは協働してやってきたと思うんですけども、それ以上の、ということ
をあらわしているのかなとは思っています。その辺、何を基点に書いたのかなというこ
とで、ちょっと聞いてみました。
次に、今回の町長選において、少子高齢化対策と商店会活性化、雇用を取り上げてお
りますけれども、その中で、まあみんな相手があることでありますので、なかなか実現
というのは厳しいと思うわけです。いまどんどん人口の縮小されている中で、商店会活
性化といっても、この次の空き家対策でもお聞きしますけれども、そう急にはどこの市
町村も大きな大きな問題をクリアするために、特別なことがないとなかなかクリアでき
ない部分があると思うわけですが、この言葉を言わないと何もしゃべらないとい
うことになるんでしょうけども、その考えてることを、本当にこうだよということを、一
つ二つありましたら、町長の考えてることをお話しください。

町長 畠山菊夫 すみません。もう一度お願いします。

3番 金一義 先程もお話しありました、少子高齢化の、人口増やすというような話ありました。それ
とあと雇用の話されました。商店会活性化のお話しあります。これを基本的な考え方
で町を再生するために、どこの首長さんもお話ししていることであります。
だけれども、そう急にはいかない問題があったわけで、まず八郎潟町としては、どう
いう考え方で取り組むのか、今までも人口減に関しては考えておったのは私も聞いてお
ります。だけれども、本当にこれから3期目に入る考えとして、なかなか難しい問題ばか
りなんですけれども、そこら辺の大きな考え方を述べていただければ。

町長 畠山菊夫 やはり雇用の創出、これが一番大きいだろうとっております。地域産業の活性化、
こういうものもこれからはしっかりやらなければなどと思っております。農家への支援、商
工業者への支援、この部分はしっかりやっていかなければなどと思っております。

3番 金一義 農家の話も出てきましたけれども、そこら辺もできるだけ色々な面で、昨日の新聞でし
たが、漁業関係に非常に若い人が入ってきたそうです。これはもちろん指導3カ年とか
でやってるそうですけれども、若い方々が漁業を、今まで漁業には農家と同じで後継者問
題でなかなか若い人が入ってなかったけれども、入ってきてると報道されてました。だ
から農業関係のやり方、町の方の力の入れ方もありますけれども、そこら辺の考え方を
もっと明確にさせていただければ、自分もいま空き家の方にも入ってますけれども、そこら
辺が出てくるのかなということで、大変でしょうけども何とかお願いします。

次に、3つ目の問題として、町内の空き家等の実態調査の取り組みについて、お聞き
します。

空き家対策には、問題のある空き家除去と、まだ活用得る空き家の有効利用という二
つの方向性があります。平成26年11月19日空き家等対策に関する特別措置法が成
立し、同月27日交付されました。国土交通省は、住む人のいない住宅や危険な建物等
の空き家対策を本格化させる新たな事業を始めました。

国は空き家の撤去や住宅以外の改修に取り組み、自治体への財政支援をはじめるとし、
危険な建物の撤去や空き家の有効活用を進めて、自治体でも増え続ける空き家を減らす
ことを狙いとしております。

また、自治体が撤去や修繕を勧告できる空き家対策特別措置法が施行され、同法に基
づいた対策計画により費用の2分の1の補助とあります。

わが町も、今後少子化の進行により空き家が増えると予想されますが、それらを踏まえての空き家等対策を検討されておりますが、実態調査についての概要と今後の詳しい計画はどうなっているかをお知らせ下さい。

町長 畠山菊夫 空き家の実態調査を、平成25年度に町内会のご協力を得ながら、全町を調査いたしました。その調査結果に基づき、平成26年度に職員により、空き家の状態を目視で確認し写真で保管しております。

現在、町で把握している空き家軒数は183棟で、使用可能が47棟、修繕すれば可能が60棟、使用不可能が61棟、危険な空き家が15棟ありますが、あくまでも外観からの目視であるため、実際の使用可能、修繕すれば可能の軒数は、この数値より減ると考えられます。

空き家対策については、国・自治体をあげて対策を講じておりますが、なかなか進まないのが現状です。町では、現在、危険な空き家の所有者に対して改善のための依頼や条例に基づく助言・指導を行っております。今後は、更に勧告・命令等の手続きを進め、改善に向けて対策を講じることになりますが、経済的に困難な方や財産相続で問題を抱えている方など、それぞれの事情をかかえている方もおりますので、その実情を把握するとともに、県内でも半数以上の市町村で実施している解体費用の助成制度の検討や、危険な空き家の土地に対する固定資産税の減免特例からの除外などの措置が、今後必要になってくると考えております。

また、金議員さんが述べられた空き家対策特別措置法に基づき、協議会を設置し「空き家等対策計画」を策定した場合には、「空き家対策総合支援事業」で2分の1の国庫補助金が受けられます。補助対象事業の例としては、「空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用する」「ポケットパークとして利用するための空き家の解体」「空き家を低所得者向けの住宅に活用する」などとなっております。空き家対策と土地の有効利用が推進されるものと考えており、関係機関と検討協議する必要があると考えております。

3番 金一義 空き家全体では、200数十棟とよくお話しされておったんですけども、183棟とちょっと少ないなという感じでお聞きしておりました。その中で47棟、60棟という数字がありましたけども、いま町長さんの方で話しありました空き家対策法と固定資産税の住宅用地、更には所有者不明の場合の対応と相続放棄されていない場合の対応について、当局の考え方。また本町での空き家等の適正管理に関する条例を設置しております。また代執行も行いましたけども、その辺の、前段に話しされた住所不明、それと相続放棄されていない場合、さっき触れておったようですけども、それとあと所有者不明の場合の対応についての当局の考え方はどうなのか、そこら辺。

町民課長 一ノ関一人 ただいま金議員さんがお話ししたように、空き家の解体等にあたっては、色々と問題が発生している場合があります。例えば所有者が不明だとか、相続放棄している問題について、所有者の確認についてはこのあと法務局の方で登記等の確認と、こういう風な対策をしながらできるだけ本人の確認を進めていきたいと考えております。

また、例えば相続を放棄した関係については、この法律の中にもございますけれども、色々な手続きがございます。複雑な手続きがありますので、この辺を勉強しながらこのあと対応していきたいと考えております。

3番 金一義 そうすれば、その方向で取り組むということで、順次ということですけども、目途はいつ頃まで。本町ではだいたい件数は何件くらいか把握しておりますか。

町民課長 一ノ関一人 先程、町長からも答弁ありましたけれども、15棟ほど危険な所あります。この関係では難しい問題色々出てきておりますけれども、一つ一つ解決していかないとできない問題でありますので、それぞれの事情に応じてこれらの対策を検討していかねばならないのではないかと考えておりますけれども、特に危険な空き家数カ所ありますので、重点的に今現在も進めておりますけれども、なるべく早い時期に全部の15棟を法律に基づいた形で対応していければなと思っております。

3番 金一義 ここ2、3年前に当町でも条例改正しまして、代執行されました。この代執行の経費というのはどのような形になっているのか。

総務課長 小野良幸 只今のご質問でございますけれども、行政代執行につきましては、3年前に実施しております。その経費は当時の補正予算に計上してございまして、業者さんの方に支払

いしてございます。ただし、所有者の方から町の方の歳入になりますが、まだございません。

3番 金一義 そうすると、危険な空き家ということで、もちろん所有者が支払いできればいいのですが、横手市あたりなんかも、大雪の場合に代執行で数百万の費用をかけて、未納となっているということがあります。結局そこら辺のことも検討して、国や県なりと精査していかないと、結局町としての考え方、これはうちの方ばかりでなくて、どこでも出てくる問題で、この文章の中でも費用の問題が大きな負担になるだろうということでも書かれております。

そこら辺、先程課長からこれから色々精査してということだけれども、必ずそこら辺に数年後には引っ掛かる部分があると思うわけです。簡単に代執行しますといっても、かかるお金は全部税金なもので、そう簡単には代執行費用も捻出できないような形になるんじゃないかと、そこら辺の考え方を。

町長 畠山菊夫 3年前の解体費用については、本人とお会いしております。それで解体するというところで、その請求はこのあと、まだ支払い能力がありませんので、このあと町に支払うことになっております。それで色々空き家対策については、危険な箇所が15棟ほどあります。半分ほど対策を講じておりますけれども、やはり本人から確認をとって代執行するのが一番得策であると思っておりますので、支払い能力から何から精査しながら進めていきたいと思っております。

3番 金一義 そこら辺クリアしないと、なかなか、いま屋根が落ちてきても取り除けないという家屋が出てくるわけです。そこら辺よく県・国と精査しながら、できるだけ町負担にならない補助金等を使うようにしていただければ、この事業も簡単に進むんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、八郎潟町総合戦略に空き家を活用したコミュニティ施設設置に向けたシステム構築とありますが、どのような施策か具体的にありましたら教えて下さい。

総務課長 小野良幸 総合的な空き家を活用した取り組みの具体案ですけれども、総合戦略の話し合いの中で交流人口の拡大に向けた空き家の拠点となるような活用の仕方、それから商店会等におきまして、高齢者の方が買い物しやすいようなお店を、空き家を活用しまして取り組むような考え方、あとそれから町内で買い物をするにあたりまして、休憩する所などに活用できないか、また宿泊施設等が本町の場合、実質動いてるのが1軒ですので、そこら辺も何か利活用できないかといったあたりのことも考えております。

3番 金一義 その中にはこういう文章がありました。要するに宿泊云々とか。ですが実際、木造住宅の空き家の中で、人を泊められるような空き家が果たして存在するのかどうか。そこら辺がひとつの、ただ文書で書くのは簡単ですが、そういう場合の手直しなんかも非常に。泊めるとなれば色々ありますので、簡単に使える物件があるのかなのか。商店街云々の中でも、実際どのような商店を、色んな形あります。全国みると。

わが町は、文書で書くのは簡単ですが、そういう構想ができて総合戦略に載せてるのかどうか、これ誰作ったのかわからないけども、そこら辺本当に職員の方々が個々に網羅しながら作った文書なのか。そこら辺を聞きたくて聞いておるわけです。

町長 畠山菊夫 いま商店街の方の利活用、どういう風に利活用できるかというの、色々調べております。先日も空き家の方に連絡とりまして、色々調べております。調べてる現状でございます。

3番 金一義 そこら辺も前に進むようにお願いします。
これとまた関連するんですけども、うちの方では空き家バンクの考えがあるのか、そこら辺。

町民課長 一ノ関一人 県内各市町村で空き家バンクについては、設置している市町村、相当ありますけれども、現段階では総合戦略の関係から現在の所考えてはおりませんが、今後次第だと思っております。

3番 金一義 空き家バンクでも、成功している地域、成功してない地域、色々あります。先程課長がおっしゃったように、今後考えていくということですので、成功例が色々出ているの

で、そこら辺をみながら本町に合った空き家バンクを作ってもらいたいと思います。

それと平行してですけども、空き家を改修しながら雇用促進と、わが町の定住を考えていくと書いてあるんですけども、そこら辺の発信、これからの発信、恐らく首都圏に発信するんでしょうけども、どういう形で発信するのか、発信がないと、いつもおっしゃってる交通の便がよくて4キロ四方のといつもおっしゃってる地域の向上がなかなか目立たないわけです。だからいま空き家の立ち上げてやってるようですけども、その発信方法、主眼どこら辺に置いてるかお聞きできればありがたい。

町長 畠山菊夫 本町の場合は、商店街しっかりしております。居住地もしっかりしてますし、農地もしっかり形成されております。空き家点在してるわけですけども、商店街の空き家に関しては、新たな起業家への情報発信、そしてまた定住される方には居住の情報発信、色々農家の皆さんには農家の支援したり、新たに居住した皆さんには、農地・空き家そういうところも提示しながら、これから情報発信、今のところ具体的にどうするかというのは決まっておりませんが、これからそういう情報というのは一番大事だと思います。しっかりやっていきたいと思います。

3番 金一義 もう一つだけ。本町では定住自立圏構想というのは考えておりますか。

町長 畠山菊夫 今のところ考えてはおりません。

3番 金一義 わかりました。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 まずもって畠山町長には、先般の町長選挙での当選おめでとございます。3期目になり町政運営については初心を忘れず、今まで以上に町民との対話を重視して頑張っていたきたいということをお願いいたします。

そこで今回は、その町長選挙討議資料にあります、「畠山菊夫のこれまでとこれから」についての質問でございます。簡潔明瞭で分かりやすい資料でございましたが、細かい点についてはページ数の関係なのか分かりませんが、具体的な内容がございましたので、その中から、「これから」の中で述べている考え方の具体的な点について4項目ほど質問いたしますので、よろしく願いいたします。

第1点、駅前開発での直売所について

資料の、駅前開発のところでは、直売所を建設し特産品の販売や野菜農家の販売の拡大に努めますとあります。内容については、これから委員会等の特別な組織で検討することになるでしょう。私は安易な見切り発車にならないように、最初から準備万端、最善の運営体制を整えてスタートするべきであると考えます。

そこで、一番重要な問題は、運営方法をどのようにするのかではないでしょうか。町直営にするのか、第3セクター方式なのか、あるいは民営化など色々ありますが、この点について町長はどのような考えでいるのかお伺いいたします。

第2点、観光協会の組織化について

資料の「観光・芸術・文化」の所では、観光協会の独立による、土・日・祝日の観光事業に対応できる組織化とありますが、具体的な事項には触れておりません。私は観光協会の役員もしておりますので、この場では個人的な意見は差し控えますが、観光協会としては町と協働で取り組む事業や、協会独自の事業など、会則の目的、事業に沿って展開しているつもりでございます。

町長の言われる、独立による組織化とは、具体的にどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

第3点、マガモ生産組合の支援強化について

昨年ふるさと納税の返礼品としてマガモセットが贈られましたが、多少なりとも寄付された方々に喜ばれ、町の産業振興にも寄与されたことと思います。そこで資料の地域産業の所では、マガモ生産組合への安定した生産体制の構築・支援とありますが、具体的にはどのような支援を考えているのでしょうか。

第4点、庁舎建設について

資料の役場庁舎建設の所では、庁舎建設検討審議会を設置し、議会との議論も重ねながら推進すると唱えております。選挙運動期間中は、役場庁舎建設の財政負担が争点となりましたが、町民からすれば財政負担だけでなく、建築の場所、規模、構造など様々

な情報に関心を持つのは当然だと思いますので、今後の事業推進については、町民も巻き込んだ丁寧な対応が必要であると考えます。

「プロジェクト委員会」「庁舎建設検討審議会」での協議内容をその都度町広報で説明するなど町民と一体となった取り組みが必要であると考えますが、町長はどのように考えているのかお答え願います。

以上、4点でございます。

町長 島山菊夫

柳田議員のご質問に、お答えいたします。

始めに、駅前開発での直売所については、3月議会にも答弁しておりますが、第6次八郎潟町総合計画の実施計画において、平成31年度実施設計、平成32年度に建設費を措置し、過疎対策事業債を活用いたしまして、駅前に建設予定としております。

直売所の運営方法など、検討課題につきましては、広く意見を求め、町民との協働を進めて参りたいと思います。

なお、県道八郎潟線・道村大川線との接続時期も考えながら進めて参りたいと思いますので、実施計画の時期はあくまでも案でございます。

次に、観光協会の組織化についてですが、観光協会は観光事業の振興と文化・産業振興に寄与するために設立され、現在は17団体、34個人で組織されております。

観光事業については、近年、願人踊り・盆踊り・浦城などへの問い合わせが増加しており、今年度新たに実施している田んぼアートへの問い合わせも多くきております。

土日祝日の問い合わせや案内対応するためには、観光案内所の設置や、土日祝日のイベントなどにも対応できる体制が必要であり、会員の方々の輪番制やボランティアを配置するなどの調整が必要と思われまます。

本町の恵まれた交通体系は、入客に適した立地であり観光事業への対応について、組織の強化は必要と考えております。

3番目の、マガモ生産組合への支援強化でございますけれども、マガモは昨年度よりふるさと納税返礼品に選定され、需要が増えている状況です。しかしながら、取り扱い羽数が2千羽と少ないため、年末には完売したと伺っております。

ふるさと納税の返礼品に関しては、これからマガモ以外、何で対応できるかも考えて参りますが、町の一つの産業として育てて参りたいと思っております。秋田県の販売ルート、独自の販売方法など考えながら、取り扱い羽数も増やして生産体制の充実を図らなければならないと考えております。

マガモ生産組合には、過去に於いてヒナ導入費、加工所建設費、組合育成費など助成しておりますが、今後の生産組合の運営などについて、小野代表と協議を重ねて、町の支援の在り方などに取り組みで参りたいと思っております。

役場庁舎についてですが、庁舎建設検討審議会は、新庁舎建設基本計画を町が策定するための意見を聞く場と考えています。町職員で構成する役場庁舎新築プロジェクト委員会の案を諮っていただく機関として、町民10名を委嘱し、今年度3回の開催を予定しております。

協議内容をその都度広報で説明した場合、審議会委員の意見にない様々な意見が寄せられる可能性も高く、審議会自体の存在が宙に浮くのでは、と懸念しております。

町民に周知する時期としては、新庁舎建設基本計画を町が策定した時点を考えており、同時に期間を限定しながら町民意見を募集する方向です。

なお、議員の皆様には、役場庁舎新築プロジェクト委員会での素案や、庁舎建設検討審議会での進捗内容をお伝えしながら、最終的には新庁舎建設基本計画の内容を報告する予定であります。以上であります。

6番 柳田裕平

どうもありがとうございました。駅前開発での直売所についてでございますが、「取りあえずこの程度で」見切り発車にならないように、十分な時間をかけて、競争原理の働く運営体系を構築していただきたいと考えているところでございます。

それから、検討委員会の委員のメンバーも色んな直売所を見て、あるいは色んな話を聞いて研修を重ねることが大事でないかなと感じます。その点、町長はどう考えているのでしょうか。これが第1点。

それから、観光協会の組織化についてでございますが、実はこの質問のために昔の資料を見ていましたら、観光協会の規約の施行日を見てみますと、平成元年になっていました。ということは、現在の観光協会は、一時休み状態であったのを、平成元年に再発足しているようでございます。その翌年には、野鯉フナ釣り大会が開催されておりますので、その関連もあろうかと思っております。

それから、この観光協会に対して、平成23年3月の第5次基本構想見直し計画では、

観光行事を町から民間主導への移行を狙いとして設立された観光協会は、町からの補助金に依存しており、独自の事業展開が課題であると述べられております。

また、この度の第6次総合計画では、課題として、観光協会の体制強化推進とあります。こういうところからも、今回の町長の考えに影響してるのかなど実は思っておったところがございます。先程の町長の答弁で若干内容把握出来たんですが、それでも協会としましては、180度方向転換するような重要な難題でございます。この件については、観光協会としても町長の方向性を確認して、観光協会会長の判断にもよりますが、早急に検討協議に入ることになるのではないかと考えています。

マガモ生産組合の支援強化については、町長は以前から、検討・協力をしていくと発言しているように記憶しております。今回、マガモ生産組合については、昨年から二つの事業体というか、個人というか、現在の加工所で共同作業で別々に販売しているようでございます。このような組合自体の状況も変わってきておりますので、その点ではどのような支援が必要であるか、可能であるか、町とマガモ生産組合との本音の話し合いを提案いたしますが、町長の考えはどうでしょうか。これ2つ目でございます。

それから、庁舎建設について、先程町長言われたように、計画設計段階から庁舎完成まで、町民との連携を保ちながらということがございましたので、特別ございませんが、できれば町広報に新校舎特集欄とかいう形で、随時情報を流すとか、庁舎建設検討審議会については、委員構成が偏ることのないように、男女や年齢を幅広くして、将来庁舎を利用される機会が増えてくると思われる、高齢者向けの庁舎を考えていただきたい。これ3点目でございますが、3つほどお答え願えればと思います。

町長 畠山菊夫 直売所に関しては、商店街の皆さんとお互いに相乗効果出せるような感じでできればと思っております。その為には、いろいろ関係機関との協議は、これから十分な議論は必要だと考えております。

観光協会については、私がどうのこうの言うことができませんけれども、以前会長さんとお話ししました。会長さんも今のままで良いとは思っていないということは、私にも伝わってきておりますので、このあと色々な面で話し合いをしながら、町でできること、協会でできること、いろいろ積み上げながら話し合いができればと思っております。

それと、マガモ生産組合については、いま3名の皆さん、そして1組織の方々が取り組んでおりますけれども、急に羽数を伸ばすことは容易ではございませんけれども、小野代表としっかり、このあと何が町で支援できるのかということ具体的に詰めていきたいと思っております。

庁舎建設に関しては、柳田議員言われるとおり、町民の皆さんに喜ばれる庁舎建設に向けて、取り組んで参ります。

6番 柳田裕平 どうもありがとうございました。今日は選挙の討議資料の内容をちょっと確認するところ、議題を置きましたのでこれで終わりますが、最後に一言だけ、今回のこの資料が畠山町長の公約ですから、どうかリーダーシップを発揮して、今後順番を決めながら進めていただきたいと思います。これで終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、2番 畠山金美君の一般質問を行います。

2番 畠山金美 まず質問に入る前に、畠山町長3期目の選挙ご当選おめでとうでございます。所信表明にもありました、「生き残りをかける」という言葉が非常に印象的でありました。是非とも協働の町づくりを軌道にのせていただいて、この4年間一生懸命頑張っていただきたいと思っております。

私からは二つの質問となっております。水害の対策についてと、小学校校舎をどうするのかの、二つの表題について質問をさせていただきます。

まず、このところの地球規模の気象変動は、徐々にしかも確実に悪化の道を辿っていることは、誰もが感じ取っていることだと思います。豪雨や霧雨や小雨といった風情のある天の恵み的な雨ではなく、人々を恐怖に陥れる雨粒の大きい、しかも局所的に極端に降る量の違う、極めて災害に発展する率の高い雨が降るようになってます。アメダスの天気予報も当たりにくいケースも多々あります。特に今年の台風は、トリプル台風象徴されるように、その発生の仕方や経路にも今までと違う様相を呈し、特に台風10号は、伊豆諸島沖で発生しながら小笠原諸島まで北東に進み、またUターンして北西に進路を変え、更には観測史上初となる、太平洋側から上陸といった複雑な動きをみせま

した。進路想定では秋田県の真上を通る予想でしたが、上陸の位置が若干ずれたせいで、青森県に多大な被害をもたらし、北海道は幾度となくその大量の雨の脅威にさらされました。被害を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、わが町は確かに災害の少ない町といっても過言ではない、実に有り難い地域にあります。山々の地形がそうさせるのかわかりませんが、他県のような激しい被害は、記憶にありません。しかし、自然環境の変化は確実に進んでいることから、災害の少ない町をひょうほうしてもいいのでしょうか。

マスコミでは記録づくめ、観測史上最大、想定外などという言葉が聞かれます。去年の9月の関東東北豪雨で、鬼怒川の堤防が決壊したニュースを見て、馬場目川とダブらせて不安な気持ちでテレビを見ていた町民もいたのではないのでしょうか。決壊こそしなくても、河川の水が堤防を越えてあふれ出る溢水の可能性も充分考えられます。

馬場目川は、蛇行している関係で大量の激流が堤防にぶつかるその圧力は、場所的に違いがあると思いますが、どの辺りが一番強いのか分かれば教えてください。

堤防を越えてくるとしたら、堤防の高低差などを考慮して、どの地域が真っ先に危険にさらされるのかなども、想定内で結構ですので教えてください。

防災センター避難場所に設置している看板は、浸水に注意とあります。これは馬場目川の氾濫を想定した看板だと私は個人的に考えましたが、行政としてどのようなシミュレーションであの看板を作ったのか教えてください。

また、町として堤防の欠損箇所や危険箇所の点検作業などはどのように行われているかもお尋ねします。または県の管轄なので、あくまでも県任せなのでしょうか。また、堤防に関係した県からの視察や町との協議などは、今までどのように行われてきたのか、あるいは改修の計画などあるのかもお聞きいたします。

川も確実に浅くなり、今は行われていませんが、商工会青年部の川下りでは、川の中をいかだを持ち上げて歩く場面もあるほど、土砂の堆積は年々増えており、それは中州が大きくなってきているのを見てもわかります。県は馬場目川の浚渫工事の必要性を考えているのでしょうか。

いずれにしても、河川の氾濫や堤防の決壊などは、これからの行政の仕事の中では、起こりうる可能性の高いテーマではないかと思っておりますので、災害の少ない町という考えから油断することなく、危機感を持って治水という水を治めるための備えをしてほしいと思います。氾濫注意水位や避難判断水位、氾濫危険水位など、既に町としても設定はしているものと思いますが、どのレベルに達した時に避難勧告を発令するのか、また、その周知の方法の確実性を更にあげるよう努力して欲しいと思います。

そこで実際に水害が発生したとして、町の各施設が避難場所になった時のことを考えますと、高齢者や障害者に負担のかかる場面として、スロープが必要ではないかと思われるのが、中羽立の管理棟であります。高齢者や車いすの方には、中に入りづらいものと思われまます。是非ともスロープの設置をお願いしたいと思っております。

また、防災センター2階のトイレは和式であり、高齢者のほとんどは膝の具合が良くありません。長期避難の場合を考慮すると、様式トイレに替えるべきではないでしょうか。この2箇所は早急に検討していただけないでしょうか。

それと、8月に行われました、秋田県総合防災訓練から見えてきた、わが町が新たに取り組むべきことが見つかりましたら、教えてください。

以上、水害の危険性がいつ起きても不思議でない現状を踏まえ、その備えについてお聞きしました。

次に、小学校が中学校と併設されることを踏まえ、小学校の校舎はどのようなになるのか、お聞きいたします。解体か再利用かの選択だとは思いますが、福祉に力を入れるのであれば、今から校舎の利活用についても、検討の準備に入るべきかと思っています。

はちパルに少しふれますが、シニア世代と若者層との交流を、今後どう発展させるかという問題を解消していくチャンスを開いた、はちパルの存在には非常に大きいものがあると思います。そのはちパルは、目的の違いこそあれ、主に教養を高める狙いを持った方たちにとっては、この上ない施設であり、幅広い層の方々に利用してもらって、その意義を発揮します。それは世代間交流の動きを「動と静」に分けるとすれば、イベントも定期的に行われていますが、日々の活用をみると、地味だけれども将来の基盤づくりとも言える知性を磨くために、非常に大切な「静」の色合いが強いようにも思います。

かたや併設の決まっている小学校校舎の有効利用については、町長が今後力を入れていくと明言しているとおおり、福祉に特化した活用の仕方次第では、はちパルにも作ることが難しい「動」の動きを作り出せる可能性も秘めていると思っております。

「動」とは、動きの見える実践的活動を、思う存分そこで経験し、長寿社会を生き抜

くすべを学び、絆の生まれた町民有志が、福祉行政に積極的に参加していく協働の町づくりの一躍を具現化することです。その意欲が湧き上がってこそ、町民と行政が成長していくという理想の姿であります。

校舎の再利用には、その福祉行政とアクティブシニア、若者層のつなぎ役として活用できる環境に作り替える可能性があるように思えてなりません。

例えばそこには、健康増進のための運動がのびのびとできる体育館や、中庭などの広さがあります。空き教室を使つての様々なカルチャースクールで心を豊かにし、身体を健康にするための勉強と実践研修もできるのではないのでしょうか。また豊富な経験を持つ町民を講師として人材を活用する場にもなります。そして社会問題の一つでもあります、普段あまり外に出てこない引きこもりがちな人を誘える、楽しい溜まり場としての活用も可能です。

または、福祉施設の事業所を誘致し、障害者と健常者が交流できる優しい町づくりもできるのではないのでしょうか。それに、いま早急に取り組む必要のある、介護予防のための包括支援センターを中心とする総合事業の展開の拠点にも成り得ます。またそこには保健センターも近いことから、連携機能を発揮する総合福祉エリアとしても可能性があるかも知れません。

このように、町民が自らの健康増進に自主性を発揮し、行政に頼らない意識を持つには、ある程度の時間と経験が必要ですが、頭と身体を使い切れれば人はおのずと健康になります。町民が健康になるメリットは計り知れないものがあります。産業振興を始めとする町づくりの土台は、健康な心と身体づくりにあると言っても過言ではありません。

その為には、はちパルとは違う、明確に福祉に特化した目的意識が必要であり、具体的に「健康長寿日本一を目指す町」という大きなスローガンを掲げてもらいたいと思います。

そこで質問ですが、

- 一つ、小学校校舎は解体か補強しての再利用か。
- 一つ、現在の校舎の耐震状況をあらためて説明願います。
- 一つ、補強するとすればどの程度の予算規模か。
- 一つ、福祉や介護予防で町おこしはできると考えるか。

この四つであります。

今後の展開次第では、高齢化社会での先進的取り組みの町になる可能性もあると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫

畠山議員のご質問にお答えします。

馬場目川堤防の補修工事の必要箇所の有無ですが、JR橋上流の浄水場付近で、護岸が洗掘を受け布製型枠コンクリート工法で応急対応している箇所があります。現在は安定しておりますが、今後の本復旧が必要となります。

決壊の危険レベルの水位を、どの段階で判断し避難を勧告するかですが、水防計画では、水防団が準備する目安となる水位「水防団待機水位」、水防団が出動する目安となる水位「氾濫注意水位」、避難所開設準備する目安となる水位「避難判断水位」、避難行動の判断の目安となる水位「氾濫危険水位」と4段階を定めております。

馬場目川においては、上流の五城目町久保水位観測所で3.4mが避難行動水位と定めておりますので、本町の判断で避難勧告等を発令することになります。

なお、決壊の危険レベルの水位については定めておりません。

濁流の水圧が最も高い箇所はというご質問ですが、馬場目川は蛇行して流下しておりますが、一般的に護岸工事を施工された箇所が、水流の早いところや水衝部の箇所と考えられます。

浚渫工事の必要性をどのレベルで考えているのかですが、土砂が堆積した場合、治水上の観点等から必要に応じて州ざらいを実施しております。

堤防の全域で高低差の最も大きい箇所とその差異はですが、河口から上流、湖水苑で、高低差は約1.8メートル、馬場目川大橋付近で約2.6メートル、JR橋上流付近で約1.5メートルです。

また、本町における馬場目川は河川改修済みであり、当面は改修の計画はありません。

次に、8月に行われた防災訓練ですが、近年の異常気象による、台風やゲリラ豪雨により、全国各地で大規模な水害が発生し、住民への迅速な情報伝達ができなかったために逃げ遅れたり、避難勧告や避難指示の発令が遅かったり、また、災害に対する住民意識が低いなどの理由で守れる命が失われております。

先月21日に実施された防災訓練は、迅速な住民への情報伝達訓練、避難行動訓練、

防災講話など、これらを重視した実動型の訓練を実施しました。参加した町民からは、どこへ避難したらよいか良くわからない、防災行政無線・広報車だけでは聞きづらいなどの意見がありました。

また、先月の台風10号の暴風と大雨の気象情報を受けて、本町では、随時防災行政無線による警戒放送、消防団による警戒巡回、広報車による巡回、土砂災害危険区域となる真坂地区、浦大町地区、三倉鼻地区への自主避難の呼びかけと避難所を開設し、危険区域住民には、個別に訪問し情報伝達をしております。

まずは、人命を守るために、適切な避難勧告・避難指示の発令、そして迅速な住民への情報伝達と防災に対する住民意識の高揚が必要と考えております。そのために、町内会組織の中の自主防災組織の育成や町民が参加しやすい町内会単位での防災訓練などの推進を図る必要があると考えております。

次に、避難所施設整備ですが、現在、高齢者や障がい者が避難した場合の避難施設のスロープや洋式トイレの設置状況については、洋式トイレは、ほぼ完備されていますが、スロープが必要な10の施設のうち4施設「1・2・3区児童館、上昼根集会所、岡本下台地域公民館、川崎地区農村集落多目的共同利用施設」については、議員言われるとおり設置されておりませんので、設置を検討いたします。

なお、生活が困難な災害時要援護者などの、特別に配慮が必要とされる福祉避難所を今後指定することにしております。現段階として、老人福祉センターと保健センターを指定する予定であります。

次に、学校校舎の活用についてですけれども、小学校の耐震状況につきましては、平成20年度に実施した耐震診断の結果、校舎においては、耐震性能を確保した「補強を要しない建物」と診断されております。一方で体育館においては、屋根面部分が基準を満たしていない診断結果でありました。

そのために、翌、平成21年度に、屋根面6カ所に補強ブレースを設置し、老朽化が見られた柱脚・軸組ブレース等の補修と併せ、耐震性能を確保した状況となっております。以上のことから、今後の新たな補強の必要性はありません。

役場新庁舎の建設状況によっては、周辺施設も含めた総体的施設エリアとして、小学校校舎の再利用も十分考えられるものと思っております。

福祉関連での町おこしについてですが、全国の自治体の中では、過去に福祉や介護予防で町おこしを進めてきた自治体があると報告されております。本町にあって、町おこしの域まで考えることができるかは、規模などの点で不明ですが、第6次総合計画や介護保険事業計画では、福祉や介護予防の充実に向けた取り組みを推進することとしておりますので、展開次第では、小学校校舎を利活用しながらの展望が見いだせる可能性はあります。

いずれにせよ、今後、小学校校舎の利活用の様々な話し合いの場や、総合計画の推進の場で、議論を深めていくこととなります。

2番 島山金美 ご答弁ありがとうございます。避難場所、防災センターの2階のトイレは、和式と思いついて話をしました。

水害について、昨日の新聞、魁1面に全国的に台風などの風水害に備えて関係機関が事前に取り組むべき対応を時系列で整理した、タイムラインという市区町村の風水害防災計画を導入する動きが広まっているという記事がありました。

秋田県は、対象10市町村は既に導入済みと書いてありましたが、本町はその10市町村の中に入っているのでしょうか。もし対象外であるということであれば、その対象になる要素というか条件とはどういった内容か、もしできればその10市町村を分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

町民課長 一ノ関一人 只今のご質問ですけれども、その計画については、本町は対象になっておりません。要件等については、いま手元に資料がございませんので、後で提出したいと思っております。

2番 島山金美 そのタイムラインについて、記事の中にありましたが、三重県の最南端にあります紀宝町のタイムラインについて紹介されておりました。台風接近の5日前を基点に、役場を含めて19の機関が、水門確認や避難所開設準備等240項目の行動を実行すると書いてありました。私もしっかり読みこなしていないのでお聞きしますが、本町の地域防災計画が、このタイムラインに負けず劣らずの実効性のある内容かどうかお聞きしたいと思っております。もしそうでないとしたら、タイムラインを参考にした防災計画を立て直す必要があると思っておりますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

町民課長 一ノ関一人 地域防災計画との比較だと思えますけれども、本町の地域防災計画については、大筋の計画でございますので、詳細な計画はマニュアル等の作成が必要になってきますので、マニュアル等の作成次第では、その計画より上になるか下になるかは判断しかねますので、よろしくお願いたします。

2番 畠山金美 はい、わかりました。是非とも充実したマニュアルづくり頑張っていたいただきたいと思います。

防災も福祉行政も、町独自の計画を持つ必要があると思いますが、関係機関と十分な協議を行わないで進めて行かざるをえないケースも、時には出てくるかも知れません。

防災は、生命・財産を守り、福祉行政はより健康で、長寿という素晴らしい人生をこの町で全うできるようにするためのものです。何事にも言えることですが、実効性のある計画にするためには、町民の計画が不可欠です。職員一丸となって協働の町づくりのために頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて、2番 畠山金美君の一般質問を終わります。
それでは、ここで昼食のために、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時48分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。
再度、町政を担うことになりました町長には、この後の4年間に期待をしたいと思います。

いま起きていることと、この間あったことと関連しまして、二つの項目を提示いたしました。

1つ目は田んぼアートに関連して、俗に「寝る間を割く」と言いますが、それほどまでに忙しい、今年の長い長い夏でした。雨が降らないので、夜明け前400本のナスへの水かけから1日が始まります。無人販売の野菜の準備をして、農作業の合間を縫って極力田んぼアートの説明に向かいます。浦城も関わっているので説明をしないと「なんだこんなものか」と帰りがけに言っていた人もいたと聞きました。

アートの説明をしていると、頼まれたガイドさんですかと良く言われます。浦城の里に生まれ育って、身についた話があふれ出るだけで、特別に原稿があるわけでもありません。中には虎子を踊って欲しいという人までいます。ある日訪れた初老の男性に「これは面白い名物ばあさんだ、友人にも教えよう」質問の度毎に「おばあさん、おばあさん」と繰り返されて、確におばあさんだけれども、他人に言われるとがっくりきます。

また、説明をしてもらったからと、募金箱に100円硬貨を入れる団体さんもありました。私の説明は、後ろを見たり正面を向いたり、展望台は最高のロケーションです。お客さんに「上にどうぞ、上からの方が良く見えますよ」と言います。「ようこそおいでいただきまして、ありがとうございます。一日市町と面潟村が合併して今年で60年になります。青森の田舎館から7種類の種を分けてもらってます。左側は八郎潟町のゆるキャラのニャンパチです。そして真ん中の「丸に三つ引き」は浦城の紋所です。後ろの方見てください」と、浦城本丸の説明をします。

「浦城に北海道の松前藩からお姫様が嫁いできています。そのお姫様と一緒に来たのが、この人虎子さんと言います」そうやって正面を見てもらいます。「八郎潟の一日市盆踊りは秋田の三大盆踊りです。今年も8月18・19・20日に行われました。でも、この虎子さんの踊りは、浦城下の浦大町、100軒の集落での盆踊りです」と説明します。普通の盆踊り終わってから、虎子踊りで締めます。

この人たちをただで返すわけにはいきません。お土産が無いので、学校給食に出している野菜を買っていつでももらうことにしました。ここの集落で、学校給食の野菜を作っていること、昨年は23種類の野菜を学校に届けたこと、地場産野菜の使用率は76%、4年連続で全県トップを保っていること、無農薬なので安心して買っていただきます。八郎潟町は学校給食が無料です。人によっては、ここまで話をします。すると八郎潟町の子どもたちは幸せですねと言われます。来年はどうなるのか楽しみにしていますよ、

必ず見に来ますからとも言っていきます。

夏休みに入ると国道の看板を見たといって他県ナンバーが増えました。キャンピングカーや遠くは岐阜ナンバーの車もありました。

8月29日、畑仕事の一服でアートに来たら、能代市から5人の女性がいました。今度は20人近い潟上市からの女性たちが来ました。一気に説明をして、ごめんなさいね、いま2回目の人参の草取りをされていて、今日中に仕上げなきゃいけないからと、皆さんの感謝の言葉を背に受けて畑に戻りました。一昨日もとても賑やかでした。午後には由利本荘市から、そして羽後町の職員の方は、新しくできた道の駅の近くにアートをやりたいので見に来たとのことでした。常時ついてるわけにはいかないので、農作業の合間をぬって顔を出します。とても公園を褒めてくれます。バーベキューの組みも増えました。その都度しっかりと片付けてゴミは持ち帰ることのお願いをします。明日は琴丘の施設から30人でなべっこをしたいと申し入れがありましたけれども、ちょっとお天気が心配です。

用事の無い限り、来ることのない浦大町です。この人たちにお金を落としていってもらうには、どうしたらよいものか。やりようによっては大きな産業になると思いますが、ということで1つ目の通告をさせていただきました。

2つ目です。行政をまたぐ防災、避難について

地域の人々とトラブルもなく為し得るために。

東日本大震災の原発事故のため、夫の家族は転々と避難を強いられ、その度に人の温かい心に支えられました。郡山に避難生活をしてきた兄夫婦も、もう雪かきが難儀だということで、息子の建てた、いわき市小名浜に引っ越しました。安全神話を信じ、防災避難訓練もなく、即いざというときに気がついたら、持ったものは毛布一枚だけだったと振り返ります。

福島県では、130人の子どもたちに甲状腺の異常が見つかったと通告書に書きまされたけれども、2、3日前のNHKのニュースでは、173人と伝えてました。恐ろしいほど増えています。三日間も放射能の中に放置された人々、そして甥や姪にも子どもたちがいるので、とても心配しているところです。

危険な所に住むほどに訓練は必要と痛切に思っています。8月21日の八郎潟町の訓練は、家ノ後と34区が中心でした。一連の訓練の終了後、塞ノ神に戻ったら、避難者のゼッケンを付けた浦横町の人たちが、ゾロゾロと歩いて来たのでビックリしたと聞きました。あとで五城目町のバスが来て乗せて行った。浦大町の住民にとっては、寝耳に水だったのです。町民課に聞きましたところ、浦横町の裏山が崩れた想定だったそうです。役場間では了解済だったようです。行政区が五城目町であっても、隣の集落の人々にとっては、塞ノ神公園が避難場所となることがわかった良い機会でした。ただ本番の時には、訓練の時のように、すぐに迎えのバスが来ない場合も考えて、隣町との細かな協定・覚書が必要になってくると思います。

この2項目の通告をさせていただきました。ご答弁お願いいたします。

町長 島山菊夫

北嶋議員さんのご質問に、お答えいたします。

田んぼアートにつきましては、八郎潟町地域振興協議会が浦大町字鳥屋崎地内で今年度より実施しております。初年度に拘わらず、来客数も多く、日々アートの変化があり、リピーターが多いと伺っております。土・日、祝日には、浦大町の方々为中心となり、地場産野菜の販売を実施するなど、来客への対応に努力していただきありがたく思っております。

次年度へ向け、八郎潟町地域振興協議会と協議し、より良いあり方を模索してまいります。

次に、防災・避難についてですが、特に大規模災害が発生した場合は、一市町村ではその対応ができなくなります。その対策として、県と県内全市町村において「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」を平成24年1月20日に交わしております。

この協定は、大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、県及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行することとした協定であります。

応援協定内容は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の提供、避難所の開設及び避難者の受け入れ、応援活動に必要な施設や資機材の提供、応援活動に必要な職員の派遣等となっております。先月21日の防災訓練も五城目町の帰宅困難者を八郎潟駅から防災センターの避難所へ搬送する訓練を行っており、今後も周辺市町村と連携を図りながら、災害時の対応に備えたいと考えております。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。町長は福祉の充実を謳っております。男鹿、南秋、潟上、山本のディサービスは、ほとんどこの田んぼアートを見に来ています。
最初にトイレの問題がおきまして、簡易トイレを作ってもらいました。次に、車椅子が無くて帰った方が何名かおりました。展望台までの通路の整備の必要性も出てきました。
八郎潟町の方で他町に出ている方に久しぶりに会いました。声かけられるまでわかりませんでした。展望台の下の方に腰掛けて、自分の住んでいた夜叉袋が見えると、涙を流して喜んでました。今年は初めてだから来年からはちゃんと直しておくのでまた来て下さいと言いました。
2番ですけれども、福島为例がとてもいい例だと思うんですけども、1町村では対応できないのが当然だと思います。お互いに助け合わなければならないと思います。隣村のことですから、もしかしたら高岡コミュニティで避難生活なるかも知れません。浦横町ですから。
隣の集落なので気心は知れてますけれども、なにせ五城目町のことなのでと思って取り上げてみました。避難生活とそしてこれからの田んぼアートの在り方について、また協議会の人たちと村の人たちとで考えて、どうしたら一番いい方法なのか考えてみたいと思います。
敢えて答弁はいりません。質問を終わります。ありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 9番 菊地文人でございます。議長の発言の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。
また、午前中そして先程と、他の議員さんから同じような質問項目があると思います。ちょっと省くところもあるかも知れませんが、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。
それではまず始めに、表題の1つ目、町長3期目の町政運営について、ということでご質問いたします。
イ) 買い物弱者・生活支援対策について
平成23年3月、高齢者などの買い物支援についてということ、それから平成24年9月定例会に、買い物弱者問題と公共交通制度についてということで、それぞれ一般質問を行っておりますけれども、買い物支援についてですけれども、また再び一般質問をいたします。
高齢者などが日々の買い物に困る「買い物難民」または「買い物弱者」と呼ばれる方々の問題は、ご承知のとおりかと思っております。言うまでもなく、買い物弱者とは流通機能や交通網の弱体化と共に、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のことでもあります。平成26年10月の内閣府調査によると、日本全国で約700万人と推計され、当時の調査と比較しても増加していることが予想されます。
過去2回、以前の一般質問においては、県内では宅配・出前商店街・買い物送迎者運行など、多様な取り組みが進められている。本町における高齢者からの意見集約をしておいた状況判断後の対策とは、との質問に対しての回答は、デマンド交通にて町全体を網羅し、買い物弱者の足を確保する、との内容の答弁だったと思っております。
そこで今回、3期目へ向けた選挙戦の公約の中に、住民生活の向上・地域産業での買い物支援・生活支援対策など推進していくと述べられ、外出支援サービス事業への取り組み、町内巡回無料車両の導入も検討して参ると訴えております。これらについての具体的な構想を聞かせていただきたいと思ひます。
それからもう一つ
ロ) 観光について
公約の中に、観光協会の独立による土・日・祝日の観光事業に対応できる組織化をとうたっているが、今現在ある既存の観光協会はどうなるのか。又は解散して新たな組織を作っていくのかお考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問にお答えいたします。平成25年度から始まった町のデマンド交通登録者は、順調に利用者増が図られ、平成28年3月31日現在、137名の登録者があります。昨年度からは五城目バスターミナルまで路線を延伸し、買い物や通院の利便性向上に努めております。
一方、平成31年度までの町総合戦略の取り組みとして、シニア活躍支援組織設立委員が決定し、商店街の活性化と買い物弱者支援を目的とした空き家対策について、現在

その体制づくり等に向け準備・調整中であります。この取り組みが具現化しますと、生鮮食料品の確保といった日常的な買い物の支援につながるものと思っております。

生活支援を目的とした交通確保については、地域公共交通会議での交通事業者からの意見や国からの通知にもあるように、公共交通機関とのすみわけも考慮しなければなりません。また、秋田県では平山県議会議員の提案による南秋田郡4町村の広域交通について、各町村の現状での意見交換会を開催しております。

こうした取り組みの推移をみながら、町内巡回バスの導入も選択肢の一つとして残しながら、交通弱者支援策を引き続き検討して参ります。

次に、観光事業についてですが、柳田議員への答弁と同じくなりますが、観光協会は、観光事業の振興と、文化、産業振興に寄与するために設立され、今年度は17団体、34個人で組織されております。

観光事業については、今年度新たに田んぼアートが実施され、問い合わせ件数が増加しております。問い合わせや案内対応するためには、土日祝日の会員の輪番制や、ボランティアを配置するなどの調整が必要と思われます。観光事業への対応について、組織の強化を協会内で検討をしていただきたいと思います。

解散するとかではなくて、私がどうのこうのということではありませんけれども、会長さんともお話しして体制の強化に繋げたいと思っております。

9番 菊地文人

観光協会の関係につきましても、先程話がありましたが、輪番制とかボランティア、そしてまた組織の強化ということで、今後決めていかなければいけないことは確かに山積みになると思います。田んぼアートも含めて、八郎潟の観光に寄与する団体の人たちのことを考えれば、観光協会がもっとしっかりした機能を持たなければいけないのではと思っております。

自分の考えでは、やはり今の組織は、土日祝日の対応がなかなか難しいと思っております。メンバーをみれば商工会の役員の人たちもいますけれども、他の団体の人たちもいますが、やはり仕事の面でかなりそういったものが忙しいところもあるのではないかなと思っておりますので、一般町民の方々からの支援も必要ではないかなと思っております。

町内巡回無料車両のことでございますけれども、南秋田郡の関係でこれから検討して行くという答弁でしたけれども、この質問については何回かやりとりさせていただいております。やはり宅配や買い物代行、家まで商品を届けてもらう、もしくは近くに店を作るといったもの、移動スーパーとかコンビニが考えられると思います。それからあとは家から出かけやすくするという方法もあります。それからコミュニティ形成をするということで、会食に向けて交流会を催すところもあると伺っております。

いずれにしても徒歩で買い物できる場所がないといった不満については、対策として店舗誘致や企業支援による出店など、具体的な取り組みを進める必要がある、というふうに町長が当選後もインタビューの中で述べられておりますので、そういったものを早急に取り組んでもらいたいなと思っております。

ちなみに町内の巡回の無料車両の件ですけれども、無料ではないんですけれども、潟上市は新庁舎潟上市に作っておりますけれども、その際にマイタウンバスということで、昨年の10月から運行されてるようです。料金は1回大人150円、子ども80円ということで運行されてるようです。メルシティ潟上の路線の運行もありますし、グリーンランド、ブルーメッセ、ブルーホール他、いろいろ目的地まで乗り継ぎの必要はあるんですけれども、運行されてるようです。

秋田中央トランスポートに依頼して運行されてるようですが、やはりどうしても予算が必要でして、28年度の予算は、約5千万ほど計上されてるということで伺ってます。近い所では井川町さんが、同じく中央トランスポートの方に委託として行ってるようですけれども、井川町さんの方は27年度の予算ですけれども、バス運行の委託は、1,200万程ということで、非常にその分町民にとっては有り難い運行ではありますけれども、それほど予算が必要になってくるということで難しい問題なのかなと思っております。

今あるデマンド交通を利用するか、もしくはジャンボタクシーのようなものにするとか、いろいろ考えなければいけないような気もしますので、そこら辺ご検討よろしくお願ひしたいと思います。それについて、一言お願ひします。

町長 畠山菊夫

潟上や井川は、かなり積極的にやっておりますけれども、予算的にみると、うちの方はもしやるとすれば、コンパクトですのでそんなにかからないと思います。いま議員が言われました大潟バスのようなものでなくて、10人からちょっと乗れる位のバスですと、かなり運行の状況からして、多くの皆さんが利用できるのではないかなと思っております。

公共交通機関とのすみわけもありますので、急にできるものでもありませんので、何

年後ときちんと決めながらやっていかなければと思っています。

9番 菊地文人 ありがとうございます。そのようにきちんと計画した上で、取り組んでもらいたいと思います。

それでは続きまして、2つ目の質問でございますけれども、これは先程北嶋議員の方からありました田んぼアートのことも含めての質問となります。

表題の2つ目ですけれども、塞ノ神公園と田んぼアートについて、お尋ねいたします。

8月14日に田んぼアート観賞会、8月20日に浦城祭を開催し、週末に限らず公園には大変多くの方々が訪れて、観光バス並みの大きなバスも来ているとかがっています。終了の9月18日までは、3万人を超える勢いだそうです。

そこで以下の質問をいたします。

1. 公園の今後の環境整備について、例えば駐車場の拡張、植栽、櫓までの舗装、ため池での釣り堀などについてのお考えを伺います。
2. 直売について、商工会との連携はどうするのか。
3. 田んぼアートへの今後の支援についてのお考えを、お聞きしたいと思います。

町長 畠山菊夫 田んぼアートを実施している地域振興協議会と、来年度へ向けより良い条件について、今後お話しをするわけですが、今年度の実施状況・問題点や要望などについては、より良い方向のための事業となるための施策について、お話しをして参りたいと思います。

商工会、塞ノ神水利組合などとの連携については、地域振興協議会の事業計画によっては、必要な事項と考えられます。

また、駐車場・舗装に関しては、要望等を伺い、できる案件より整備して参りたいと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。答えの方は、先程の北嶋議員さんの質問にありましたので、重複しているところもありますけれども、先程トイレの問題もありました。車椅子がなく戻られたというお話もありましたけれども、私も施設のお年寄り連れて何回か訪れておりますけれども、やはり駐車場から櫓まで距離があるということで、舗装してもらえれば行きやすいことは確かだと思います。車椅子を押して、芝生の上を行けないわけではないですけれども、非常に力がいるということを感じています。

それから櫓から駐車場に向かう途中、下のため池の方に丸太の階段があるんですけれども、そこに手すりがないものですから、足元のおぼつかない方々は、ちょっと危険かなという風を感じています。今回初めて田んぼアートやられたということで、地域振興協議会の皆さま方には大変ご苦労かけ、また非常に盛り上がっておりますけれども、本当に憩いの場の一つとして、うまく田んぼアートと塞ノ神公園がかみ合って、色んな方々との交流人口が増えるような公園にしていただければ、非常にありがたいなという風に思っています。

支援ということで予算ということになるとは思いますけれども、そちらの方回答なかったと思いますが、どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 今のところ町で検討しているのは、トイレです。様式化するための予算を12月補正で出したいなと思っています。車椅子や手すりもこれから必要だろうと思いますので、予算化していきたいなと思います。

9番 菊地文人 ありがとうございます。いずれにしろ、色んな声をひろっていただいて、より良い住みやすい、見に来て楽しめるような、そしてまた来てもらえるような公園を目指してもらいたいと思います。

支援については、賛否両論あるかも知れませんが、今回クラウドファンディングで100万を目指して、やってもらったわけですが、残念ながら到達しなくて、印刷代、広告代とかを捻出できなかったということですので、そういったものも含めて、来年度の予算を考えてもらえればと思います。

これだけたくさんの方々においでいただいている事業になってますので、町当局の柔軟な対応も必要かなと思いますけど、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目の表題に入ります。住民活動保険の導入を、ということで質問をいたします。

住民活動保険とは、住民がボランティア活動中のケガや事故を対象とする保険制度のことで、主に賠償責任事故、損害事故があります。

例として、ある都市では、事前の加入手続きが不要で、保険料は市が負担していることや、活動場所への往復経路なども含めて、多くの活動が対象となり、過失で他人にケガを負わせて賠償責任が発生した場合も、保険金が支払われることが対象になる場合もあることを住民にお知らせしています。

また、HP等で、活動・事故・保障金額・手続き方法などの制度としての案内をしています。そして多くの市町村で保険制度を実施しており、住民が安心してたくさんの方々から、より多くのボランティア活動に参加できるようにするべきでないかと思っておりますが、町当局のお考えをお聞かせください。

町長 畠山菊夫 類似の保険として、町が現在加入しているのは、全国町村会が損保保険会社と団体保険契約を締結している「総合賠償補償保険」があります。ボランティア活動にあっては、町の事前承認あるいは依頼を受けて行われるものであれば保険対象となります。

また、社会体育関係ではこれとは別に、行事中のケガや特定疾病に対して保険金を支払う「団体総合保障制度費用保険」に加入もしております。

同様に、社会福祉協議会では、ボランティア団体 連絡協議会に加盟している各種団体の保険について、全国社会福祉協議会が損害会社と団体契約を締結している「ボランティア活動保険」に加入しており、八郎潟町社会福祉協議会が保険料を負担しております。

これらの保険で今後も十分対応が可能と思っておりますが、町民の方がより一層安心して活動できる考え方のもと、菊地議員ご推奨の「住民活動保険」との保険内容、対象の相違部分について、精査して参りたいと思います。

なお、町民の方々については、広報やホームページを通じ、保険の内容について紹介して参ります。

9番 菊地文人 ありがとうございます。全く保険には入っていないという考えでしたので、まずはホッとしているところです。精査して補う部分が必ず出てくると思いますので、そちらの方を保険会社と契約を結ぶのも一つの方法かなと思っております。

いずれにしろ善意の活動にも危険はつきまとうわけでございまして、思わぬ所で大ケガなどということになるかも知れません。町が保険会社との間で保険契約を提携することで、町がそういった賠償の関係のものに関与することがないように、きちんと棲み分けをして保険に入っていたら住民の方々も安心してボランティア活動に繋がっていただけるのではないかと思います。

今後、少子化・高齢化社会において、人口減少が進んでいくわけですので、行政からすべて何でもということは、非常に難しいわけですので、こういったボランティアに対しての支援もこの後考えていければと思っております。それにつきまして、何かありませんか。

町長 畠山菊夫 先程も言いましたけれども、菊地議員が推奨している「住民活動保険」この内容を少し精査させていただきます。

9番 菊地文人 それでは4つ目に入ります。住宅照明LED化助成制度の実施を、ということで質問させていただきます。

茨城県のある町で、住宅にLED照明を設置する際の費用を、一部助成する事業が好評を得ているそうです。その町では、家庭における電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を図るため、住宅に設置するLED照明を購入し設置した場合に、予算の範囲内で補助金を交付することにしております。平成27年度からの実施で、申請件数は町が当初想定した年間500件を大幅に上回る979件だったということです。昨年度は予算を増額して申請に応じ、今年度28年度は、当初の2倍となる、事業費1千万円を計上したとのことでした。

補助の対象は、町内の家電販売店や電気工事店で購入した場合に限りとした上で、町民そして町内に新築住宅を購入し、転入する予定の世帯で、申請は一世帯につき1回限りということです。LED照明の購入や交換工事にかかる費用が4千円を超えると、補助金が交付されます。補助額は、対象経費の半額で、上限は2万円となっています。申請書に領収書などを添付し、町へ提出すれば、後日世帯主の口座に補助金が振り込まれることになるということです。家計の負担軽減や地域活性化につながる補助制度だと思いますが、町当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 照明のLED化補助は、菊地議員ご指摘のとおり家計負担の軽減、地域活性化、温室

効果ガスの排出抑制など、大きなメリットがあるものと認識しております。

過去に開催された議会において、町民に対する様々な補助制度に対する一般質問がありますが、これら補助制度に対する考え方との比較検討を行う一方、地域活性化と移住定住との相関性、さらには茨城県阿見町の本補助制度が全国的な普及をみていない理由も調べながら、LED化補助に対する町の考え方を整理したいと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。市町村の名前がでましたが、そのとおりです。確かに全国的にあまり事例がない制度でして、これが良いか悪いかなんともいえないのですが、ただLEDの照明に関しては、普通の蛍光灯に比べると、約5倍ほど長持ちすることになるかなと思ってます。特に高齢者の世帯からは照明を交換する手間が省ける、負担が少なくなるということで、恐らくこういった制度が考えられたんだなと思ってます。

この阿見町の制度は、確か27年から30年の約3年間、この期間のみ行うということで、まず非常に多くの方がこの際といえば変でしょうけども、交換をされているのかなと思ってます。

今回の選挙戦におきまして、水道料金の値下げのことが取り上げられました。もう一人の方が、下げるということで、町長の方は下げないということでごつてます。住民感情からすれば水道料金は安い方がいいに決まってるわけですが、私が思うには、下げるには今非常に難しい、多分無理じゃないかと思っております。地下水の話もありますけども、それもちょっと難しい、やはり水道料金は下げてもらえれば有り難いのは住民感情だと思っておりますけども、むしろ逆に使う住民が少なくなってくるし、水送管の交換やら色々設備の問題もあると思っておりますが、もしかしたら逆に水道料金を値上げしなければ、今後の状況が難しくなってくるんじゃないかなというふうに、私は感じてます。

ただ、もう一人の候補の方は1200票あまり票をいただいておりますので、そういった部分で住民の方々は、そういった想いも、もしかしたら持っているのかも知れません。ですので、水道料金が下げられないのであれば、せめて電気料と、少しでも家計の負担を減らすのがいいのかなと思って、こういうふうな質問出したわけです。

本当であれば、家電で電気を一番使うのは冷蔵庫なんです。家庭の中では、24時間365日ほとんど稼働してるわけですので、冷蔵庫で省エネタイプのは10万前後するわけですが、本当は冷蔵庫を購入した方に半額でも助成をしてあげれば、本当に年間の電気料は非常に少なく納まるわけで、その分、という思いでこういった質問をした経緯があります。

そこら辺も含めて、色んな補助、私もこれまで色んな例を出してやってきておりますけども、そういったものも考えてもらえればなと思っております。

その辺につきまして最後、答弁よろしく願います。

町長 畠山菊夫 町民の皆さんの負担軽減に関しては、これから色々取り組んでいくことは取り組んで参りたいと思っております。それが何かは今ちょっと言えませんが、勉強しながら検討しながら進めたいと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。色々と地域活性化に繋がるものも含めまして、庁舎内で色々検討してもらえれば有り難いと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。次に、1番 村井剛君の一般質問を行います。

1番 村井剛 まずもって3選を果たしました畠山町長に心からお祝いを申し上げる次第であります。最後の質問者ということで、先に質問された方々と重複する点も多々ありますが、通告に従いながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問ですが、町づくりの基本理念と具体的施策を問う、という事柄であります。畠山町政も3期目となり、町政進展に向け決意も新たにしているものと思っております。この度の選挙戦を通じまして、町づくりの理念や基本姿勢を示し、昨年度策定された「第6次総合計画」「過疎地域自立促進計画」「人口ビジョン及び総合戦略」に基づき政策課題を示し、公約として訴えてきたものと思っております。

しかしながら報道によれば、両候補とも「公約の多くは長年の課題であり、具体性に乏しかった」との指摘がありました。この度の3期目の初議会を通じ、次の様々な課題に対し、具体的な施策を示していただければ有り難いと思っております。

1つ目が、地域産業の振興策、2つ目として、教育と子育て支援策、3つ目として、福祉の充実策、4つ目として、社会資本の整備、5つ目として安全・安心社会の構築、6つ目として、役場庁舎の建設問題について具体的に示していただければと思います。また、その他特に提示したい課題がありましたら、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ゴミ収集体制の早期確立を、という提案をしておりますが、9日の行政報告で内容が示されておりますが、一般質問の通告の時点では、まだ明確でなかったのでこの質問をした次第であります。

町内の1ゴミ収集業者が不祥事を犯し、業務停止の処分となり、一時的な代替え業務により対応してきておりましたが、9月からはきちんとした体制ができあがったとのことで、ほっとしているところであります。今後は町民から信頼され喜ばれる業務の確立に、業者・当局と一体となって努力されることを願いながら、私の2つ目の質問を終えたいと思います。

よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

村井議員のご質問にお答えします。

第6次八郎潟町総合計画に記載されております事項を基に、お示ししたいと思います。主要な施策を事業別にお示ししたいと思います。

1つ目の地域産業の振興策として、まず農業については、人手の足りない農家への組織的支援の導入、特産品の研究開発の促進、生産物の販路拡大の促進、廃棄ロスの削減の促進、ブランド化による需要喚起と販売単価の向上、農業の生産性の向上を掲げております。

国の施策導入や、地場産品の生産性の向上、直売所の建設、空き店舗を利用した販売促進、ブランド化を目指した販売と情報発信や中間管理事業、法人化推進を進めます。

商工業については、必要店舗の誘致、商店街の魅力向上、はちパルと商店街の融合支援、商店の販売員支援、製造業・建設業の活性化を進めて参ります。

空き店舗や空き地の積極活用により、改装や仮設店舗、駐車場の整備等を実施し、商店街の魅力を高め、楽しい商店の演出に取り組んで参ります。

観光については、本町の恵まれた交通体制を活かして取り組んで参ります。

宿泊需要の喚起、町の特性を活かした新プランの提案、他市町村との広域連携強化、情報発信の強化に取り組みます。

空き家等の利用による、民宿などのサービスの提供、多泊型観光への他地域との連携、本町の歴史・文化・自然を掘り下げ情報発信の強化に努めて参ります。

雇用については、若者の起業支援、子供への体験学習の推進を行います。

情報提供や相談支援体制の整備、後継者育成に繋がる機会を創出します。

2つ目の教育と子育て支援策についてです。

はじめに幼児教育についてですが、幼稚園では幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことから、発達段階に応じた遊びを通しての指導、基本的な生活習慣、生活リズムの確立に努め「生きる力」の基礎となる教育・保育を推進します。

このことは、保育園とも共通理解を図り連携して進めます。また、学び方に支援を要する園児への対応として、幼稚園免許と保育士免許を取得している方を各学年に、生活や学習支援のためのサポーターを、放課後には預かり保育指導職員を配置しております。

少子化が進んでいることも踏まえ、小・中併設年度をめやすに幼保一体化に努めたいと考えております。

次に学校教育ですが、32年度には中学校を一部改修し、子供たちが安心して学習や諸活動に励むことのできる環境づくりを基本とした校舎併設型の小・中学校とし、「地域と共にある学校づくり」を目指します。そのために、現在計画的に幼・保・小の連携・交流会や小・中学校の接続の在り方に重点を置いた連携教育を実践しております。

また、第6次町総合計画の中での教育行政基本構想「ふるさと教育で郷土愛豊かな町づくり」に向かって、地域を愛する心を醸成するため、地域人材を活用した伝統文化や郷土の歴史を学ぶなど「ふるさと教育」や「キャリア教育」を重点事項として実践していきます。

社会教育では、町民が自ら学び、知識や技術を習得するなどして、生涯にわたって学んだ成果を生かし、生きがいを見つけることができるように、今後も公民館やはちパルを社会教育の拠点として「まちづくり・ひとづくり」のための各種事業や講座を開設していきます。

他に、本町がもっている豊かな環境や、人材をより効果的に機能させるために、学校支援地域本部が設置されております。今後、支援人材の拡大を図りながら学校教育と連携した特色ある教育活動を実践して参ります。

子育て支援では、保育料の助成、給食費の無料化、スクールバスの全額補助、奨学金の貸与、放課後子ども教室の企画運営、幼稚園の預かり保育の実施、給食調理場完成の際には、園児への給食無料提供などを考えています。

3つ目の福祉の充実策ですが、まず地域福祉では、高齢化の進行や地域との関わりを持たない人の増加、経済的困窮や引きこもりによる孤立社会など、様々な問題を抱えた人が増加しております。関係機関や団体との連携を深め、情報を共有しながら体制を強化していくことが必要なことから、地域で支え合う体制を充実させてまいります。

次に高齢者福祉では、高齢者が社会参加や生きがいなどを求めており、地域や社会活動への参加意識が高まっております。こういった志向やニーズを踏まえ、活動の機会を提供していくことが望まれますので、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、医療機関や介護施設、地域団体などとの連携による支援体制の充実強化を図り、高齢者が地域で暮らしやすいように支援してまいります。

児童福祉では、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向けて、子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭・地域・学校・企業・行政が一体的となった取り組みを進め、あたたかい目で見守る地域づくりをめざします。

心身障がい福祉では、取り巻く社会情勢や環境が大きく変化していることから、多様な施策展開ときめ細かな支援が必要になっております。多様化するニーズに対応し、地域ぐるみで支え合っていくため、関係する機関や団体の間で協力体制の整備を進め、地域社会で安心して自立した生活ができる町づくりをめざします。

町民と行政が相互の信頼関係のもとに目標を共有し、ともに協力し合って、魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

地域医療ですが、本町の医療機関は医院が2カ所、歯科医院が2カ所であります。また、平成26年5月には広域での医療を担う湖東厚生病院がリニューアルオープンしましたが、医師不足により救急医療体制の整備がなされていないのが現状であります。今後、町・県が一体となった医師確保対策を推進し、町内外の医療機関との連携による医療体制の充実を図りながら、湖東厚生病院の充実を図るためにも医師確保に努めたいと思います。

4つ目の「アクセス道の延伸・町道整備」ですが、国道7号からの秋田八郎潟線の延伸については、JRとの事前協議を進めておりますが、県と連携し早期実現にむけ、粘り強く、交渉したい考えです。

町道整備については、社会資本整備総合交付金事業を活用し、町道小池線の道路拡幅、防雪柵の設置、袋小路解消、バイパス道路の整備に取り組みます。

5つ目の安全・安心社会の構築ですが、安全・安心まちづくりの推進は、本町の重要施策であります。自然災害や火災から町民の生命及び財産を守り安心して暮らせるために「地域防災計画」に基づいた体制を整える必要があります。例えば、避難勧告・避難指示の発令基準、各種災害ごとに安全が確保される指定緊急避難場所の選定と住民周知、災害情報の住民への迅速な情報伝達の構築など優先順位を決めて作業を進め、災害時に迅速に対応できる体制を整えます。

火災対策では、消防団員の確保、防火水槽の整備、老朽化した消防積載車の更新などに重点を置き整備してまいります。

また、交通弱者である子どもや高齢者の交通事故防止対策として、本町の交通安全協会、交通指導隊、関係団体と連携体制を強化して、街頭指導、町内巡回指導、高齢者交通安全教室、幼稚園、小・中学校交通安全教室などを継続実施して交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策では、防犯協会の協力で防犯パトロール車で全町を巡回し犯罪防止、防犯啓蒙に努め、特に児童の下校時間帯を重点的に巡回します。また、犯罪抑止のための防犯カメラを今年度設置することにしております。

6つ目の庁舎建設検討審議会の権限であります。柳田議員への答弁と重なりますが、庁舎建設検討審議会は、新庁舎建設基本計画を町が策定するための意見を聞く場と考えています。町職員で構成する役場庁舎新築プロジェクト委員会の案を諮っていただく機関として、町民10名を委嘱し、今年度3回の開催を予定しております。

審議会での答申を基に、期間を限定して町民から意見を聞き、調整しながら最終的な新庁舎建設基本計画を町が策定する方向です。

なお、議員の皆様には、役場庁舎新築プロジェクト委員会での素案や、庁舎建設検討審議会での進捗内容をお伝えしながら、最終的には新庁舎建設基本計画の内容を報告する予定であります。

次に、ゴミ収集体制のご質問ですが、この度の事件では、町民の皆様にご心配を

おかけいたしましたことに深くお詫び申し上げます。

行政報告でも述べましたが、8月31日をもって契約解除したゴミ収集区域については、9月1日から燃えるゴミについては、現在、主に面潟地区を収集している村井さんが全町の収集にあたります。その場合、ゴミ箱の設置が少ない一日市地区から収集しますので、面潟地区で遅れることとなりますが、午前中には、収集できるよう努めます。

また、燃えないゴミ、資源ゴミの収集については、一日市地区が新たに嶋崎産業で、面潟地区は従来どおり村井さんが収集することとなります。

以上であります。

1 番 村井剛

様々な分野にわたっての答弁、ありがとうございます。大変盛りだくさんの項目でありまして、また施策の展開にあたりましては、大変苦勞されるのではないだろうかなと思います。しかしながら、町長が色々唱えましても具体的に施策を展開するのは、個々のそれぞれの担当の役場職員でありまして、そういう意味では町長の覚悟はもとより、それぞれの担当の役場職員の覚悟もそれなりに決めなければならないのではなかろうかなというふうな気がいたします。

とりわけ最も難しいと思われる施策は、恐らく地場産業、地域産業の振興策ではなかろうかと思えます。高度経済成長の時代とは異なりまして、企業誘致がままならない中で地域産業の育成をどうするかということは、恐らくどこの自治体であっても、この点について大変苦勞されるのではなかろうかという気がいたします。なおさらわが町においても、その例外ではないだろうという気がいたします。

ここで、ある例を示したいと思いますが、かつて米価が2万円台から1万5千円に下がる時代であります。ちょうどニクソンショックやオイルショックがでた時、その後がそういう時期にあたりますけど、当時の仁賀保町の佐藤喜作さん、実は組合長であります。そこは企業城下町、それこそTDKの大きな会社がありますので、ほとんどの家庭の誰かがTDKで働いている。そういう中で第一種兼業農家と、中には農業一本で一生懸命頑張っている方もおるわけでありまして、そういう方々がいわゆる米価の下落により、大変な打撃を受けて参ります。そういう背景は、いま1万5千円から1万円そこそこに米価が下がった今の時代とも、恐らく似たような環境にあるのではなかろうかなと思えます。

当時、佐藤組合長がどういうことを行ったのかといいますと、実は30万円時給運動ということ提唱していきます。最初は30万円であったわけなんですけど、進めるにしたがって、それが50万円時給運動、そして80万円、100万円とこれを引き上げて参ります。そうすることによって、米価の下落分を確保していくという計画だったわけです。

そしてこれが講じて直売所の開設へと繋がっていくわけですが、この人の講演を聞いた時の話で、自分がどんなにすばらしい案を出しても、実際にそれを具体的に行っていく中で、やはりそれをしっかりと理解し、日常生活をも続けながら、一生懸命頑張る職員がいた。一人は生活指導員であり、もう一人は営農指導員、これはいずれも農協職員です。この二人が連携をしながら、それこそ寝食を忘れて頑張ってくれた。

その結果として、30万円時給運動が50万になり、そして80万、100万と実績を積み重ねていく中で、直売所の開設、そして農家所得の確保に努めたという事例であります。

こういう事例は、全国でも様々あると思えますので、そういった事柄に学びながら、大きな課題である地域産業の振興に本腰を入れて取り組んでいただきたいものだと、実はそういう願いを込めまして、今回の一般質問であります。

町長は色んな旗振りやりますけれども、それを自分の一つの使命として、それぞれの方々がそういう使命感を持って取り組んでいただければ有り難いなと思ひまして、今回の質問をした次第であります。どうかその点をよろしく願い申し上げます、特に答弁はいらぬわけですが、私の一般質問に替えさせていただきますと思います。

大変どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、一般質問を終わります。

これより、各常任委員会を開いていただきます。最終日、9月21日は、午後3時より本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後2時48分)

平成28年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第13日目 平成28年9月21日(水)

議長 三戸留吉 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、各課課長、会計管理者であります。なお教育長から欠席の届出があります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 ここで、ちょっと休憩します。建設課から資料が配付されます。
(休憩)
(資料配付)
(再開)
次に教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑がないようなので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。教育民生常任委員会委員長さんにお尋ねします。わかる範囲でお願いします。国保税のことなんですけども、国保税の収納率が何パーセントか、という質問に対して95.11%、これは随分高いパーセントで、職員もそれなりに努力していることだと思います。その他に保険税を滞納している方には保険証の発行をしているのか、と質問した方がおります。滞納者には、短期証30世帯、資格証明書17世帯、これは五城目・井川に比べると随分と多いのですよね。この方たちへの指導の方法とかの説明がありましたら教えてください。

教育民生常任委員長 金一義 このお話しも委員会の中で出ました。税務課関係の方なので、収納については税務課の方、総務産業常任委員会の方になるということでした。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、日程第2、承認第3号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)の専決処分承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第3号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、日程第3、承認第4号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)の

専決処分承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第4号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。次に、日程第4、議案第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第35号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第36号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第37号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第38号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第38号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第39号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第

2号) について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第39号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第40号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号) について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第41号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。只今から、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩します。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)

議長 三戸留吉 再開いたします。次に、日程第12、認定第1号 平成27年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第13、認定第2号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第14、認定第3号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第4号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第5号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第6号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。たいへんご苦勞様でした。暫時休憩します。

(休憩)

(渡邊代表監査委員退席)

議長 三戸留吉 再開します。追加案件

次に、お手元に配付してあります日程表のとおり、追加案件が1件ございます。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。議案配付のため暫時休憩します。

(休憩)

(議案配付)

(再開)

議長 三戸留吉 再開します。

追加日程第1、選挙第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、上程します。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により1名を選任するものがございます。暫時休憩して、議会事務局長より説明いたします。

(休憩)

(説明)

(再開)

議長 三戸留吉 再開します。選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。従って、選挙方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、八郎潟町長 畠山菊夫君を指名いたします。お諮りします。
只今、議長が指名しましたが、八郎潟町長 畠山菊夫君を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。従って、只今指名いたしました、八郎潟町長 畠山菊夫君が、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、当選されました。
以上、今定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
これをもって八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後 3時58分)